

Xバンド衛星中継機能等の整備・運営事業に関する実施方針への質問に対する回答

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
1	0_実施方針				今回公表された実施方針や業務要求水準書案では、衛星バスの製造地や衛星全体のインテグレーションの実施場所について特段の制約が置かれておらず、国内において複数の応募グループを形成し得る枠組みとなっているが、この基本的な枠組み自体は、入札公告においても維持されるのか。入札公告時の業務要求水準書等において、衛星バスの製造地や衛星全体のインテグレーションの実施場所を国内に限定することにより、応募し得るグループを実質的に1社に限定するような制約は設けられないと理解して良いか。	業務要求水準書は入札公告において示しますが、国として透明性・公平性を害するような条件を付すことはあり得ません。
2	0_実施方針				入札公告においても、複数グループの応募が可能な枠組みが維持されるとしても、例えば、応募者からの提案の選定・評価に関し、衛星バスの製造や衛星全体のインテグレーションを国内で実施する応募グループ以外は実質的に落札の可能性が存在しないような選定・評価基準が設けられることはないかと理解してよいか。もし仮に特定の応募グループしか落札し得ないような選定・評価基準を設けるとすると、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」と反することとなると考えるが、その点について防衛省はどのように解釈するか。	事業者選定基準は入札公告において示しますが、本事業衛星等の整備・運営の全過程を通じた衛星通信中継機能等の保全の確保を求め、そのための措置を評価することが想定されます。ただし、国として透明性・公平性を害するような基準を設けることはあり得ません。なお、一者しか応募し得ない条件を付し、又は基準を設けることは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」に反すると考えます。
3	0_実施方針	1		第1	宇宙基本法の第4条では、宇宙開発利用は、「我が国の宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力の強化をもたらし、もって我が国産業の振興に資するように行わなければならない。」と謳われ、また、閣議決定された中期防衛力整備計画でも、Xバンド衛星通信網の構築する際は、「我が国産業の振興にも資する効果的かつ効率的な事業形態を追及する」ことを謳っているが、事業目的から「我が国産業の振興に資する」の文言が消えている。その理由を伺いたい。	実施方針に記載の事業目的等から、本事業は我が国産業の振興に資すると認識しています。
4	0_実施方針	1	21	第1第1項(4)	本事業は、防衛省が利用するXバンド衛星通信機器を搭載する現行の通信衛星について、「これらの後継機の整備を含む。」とあるが、現在の通信衛星は当該通信会社が防衛省の他に民間へのサービスを実施しており、これらのサービスを継続する必要性、およびサービス料金の継続性から、当該通信会社が民間への相乗りを希望すると考えられる。 本方針では、相乗りは応募グループの提案の選択枠の一つとしているが、バス管制局の共用も可能となる前記通信会社が相乗り企業となれば、VFMの効果が大きいのは明らかである。前記通信会社は、事業者にはなれないが、代表企業、又は構成員に入ることが許容されることから特定の応募グループの一員となることが可能である。このことは、実質的に応募グループを特定することにならないのか。	応募グループの構成は、本事業に関心を有する多様な民間事業者の意向・動向により多数の組合せを生成し得ることから、御指摘のような企業の応募の可否によって本事業への応募グループが事前に特定されることはないかと認識しています。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
5	0_実施方針	2	16	第1第1項(4)	国が調達する1号機の中継器等および中継器等管制局器材の一部に関して、その構成および仕様の詳細は開示されないのでしょうか。	1号機の中継器等の調達については、公告済みです。中継器等管制局器材の一部の調達については、年度内に公告予定です。
6	0_実施方針	2	16	第1第1項(4)	1号機の中継器等及び中継器等管制局器材の一部の調達を行う企業を代表企業、構成員あるいは協力企業とすることは可能でしょうか。	1号機の中継器等及び中継器等管制局器材の一部の調達を受注した企業が、本事業の応募者における代表企業、構成員又は協力企業となることは可能です。
7	0_実施方針	2	28	第1第1項(5)①	「事業者は、本事業衛星を静止軌道位置で安定させ、所要の通信機能が発揮されることを確認した上で、本事業衛星を国に引き渡す」とありますが、工程遅延等に伴い民間側が負担する間接損害（業務不履行による損害賠償、融資再組成費等）のリスク軽減および保険料削減の観点から、射場にて衛星を引渡し、国の責任で打上・軌道上試験・運用を実施する前提に見直し頂くことは可能ですか。	本事業では、本事業衛星の打上げ、軌道上での性能試験及びその後の運用を一体的に事業者にて委託しており、事業者にはそれらの適切なリスク管理も期待しています。なお、打上げに係るリスクは、「リスク分担表」（資料-IV）のリスク番号第47及び48に記載のとおり、事業者の債務不履行（故意・過失を含む。）に起因すると認められない限り、国の負担としています。
8	0_実施方針	2	30	第1第1項(5)①	「1号機の中継器等は国が別途調達する」とございますが、当該1号機の不具合による引き渡しの遅延や通信性能の低下等に係る損害・費用等は、発注者様にてご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	1号機の中継等に起因することが明確な場合は、御理解のとおりです。また、本事業には1号機の中継等とのインテグレーション業務が含まれており、「業務要求水準書（案）」（資料-1）第2部第1第2項⑥のとおり、事業者には中継器等製造者との調整が求められますが、「リスク分担表」（資料-IV）のリスク番号第11、第44、第45、第54から第56まで等により、リスク番号第46に該当する場合を除き、事業者の帰責事由が認められない場合のリスクは基本的に国の負担となります。
9	0_実施方針	3	8	第1第1項(5)②	「それらの運用に必要な規模の施設を、防衛省敷地内に新築又は既存局舎を増改築することにより整備する」とありますが、新築と増改築とでは費用が異なってくるのが想定されます。増改築対象となる既存局舎の情報について開示頂くことは可能でしょうか。	入札公告において示します。
10	0_実施方針	3	9	第1第1項(5)②	バス管制局を防衛省敷地外に設置することも可能であれば、特定の企業のみが対応し得る環境を生じさせ、公平性を欠く可能性が高くなると考えられますが、如何でしょうか。	「業務要求水準書（案）」（資料-1）第2部第2第2項⑨のとおり、防衛省敷地外にバス管制局を整備する場合であっても、防衛省敷地内に整備する場合と同等程度のバックアップ態勢及び冗長構成等を考慮する必要があり、各企業が置かれる状況に相違が存在することをもって公平性を欠くことにはならないと考えます。
11	0_実施方針	3	18	第1第1項(5)③	「本事業の運用に関する業務」には、衛星回線の監視・運用業務は含まれる、との理解でよいのか？	御質問の「衛星回線の監視・運用業務」が何を指すか不明ですが、本事業で調達する国のXバンド衛星通信の運用に関する業務には、「業務要求水準書（案）」（資料-1）第2部第3第3.3項のとおり、中継器等管制業務が含まれており、事業者は、「国が常時良好なXバンド衛星通信を行」うために必要な一切の業務を行うことが求められます。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
12	0_実施方針	3	26	第1第1項(5)④	「必要に応じて地上施設の更新を行なう」とありますが、地上施設の更新（時期・規模等）は事業者の提案に依るとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。地上施設の更新は、要求水準を満たす範囲で事業者の提案に委ねます。
13	0_実施方針	4	1	第1第1項(5)⑤	S P Cは、本事業を安定的・効率的に推進するために、プロジェクトマネジメント業務、ファイナンシャルアドバイザー業務、S P Cの事務業務、経理業務等が必須であります。この業務は「⑤その他の業務」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	「⑤その他の業務」の内容は、「業務要求水準書（案）」（資料－I）第2部第5に詳述するとおりであり、御質問の業務の一部はこれに含まれます。なお、それ以外の業務については、本事業の業務を履行するうえで事業者が必要と判断した場合に適宜実施してください。
14	0_実施方針	4	2	第1第1項(5)⑤	事業者が行う業務に、「事業者は、本事業に関連し、以下の業務を行う。b. Xバンド衛星通信システムに係る技術支援、c. 本事業衛星の通信に必要な周波数確保及び無線局免許取得に係る作業支援」とありますが、官民の作業分担明確化のため、事業者が行う作業内容を具体的に提示頂けますか。	当該業務の内容は、「業務要求水準書（案）」（資料－I）第2部第5第2項及び第3項のとおりであり、詳細は入札公告時に示します。なお、No. 193の回答も御参照ください。
15	0_実施方針	4	12	第1第1項(5)⑥e	国が実施する業務に、「本事業衛星のバス管制及び中継器等管制に係る指示」とありますが、事業者による運用責任と国の指示の関係を確認するため、国が行なう指示内容を具体的に提示頂けますか。	国が事業者に指示する内容とは、通信運用のために必要となる、中継器等が有する機能等の制御・設定等です。
16	0_実施方針	4	14	第1第1項(5)	「相乗り事業」を実施する事業主体は、構成員となることは可能でしょうか。	可能です。
17	0_実施方針	4	18	第1第1項(6)	「事業者は自らの資金で本事業衛星を調達した後、所定の軌道上にて国に引渡し、運用を行う。」とありますが、軌道上で衛星に不具合が生じ、サービス提供に支障をきたした場合でも、地上器材（中継器管制局、バス管制局、NMS）の設置、機能確認が完了している場合は、確定債権化し、その分の対価をお支払い頂けますか。	地上施設が要求水準を満たし、国への引渡しが完了している場合は、当該部分のサービス対価を支払います。ただし、「リスク分担表」（資料－IV）のリスク番号第49のとおり瑕疵担保は事業者負担となりますので、当該瑕疵の修補に要する費用等が生じたときは、サービス対価と相殺する可能性があります。
18	0_実施方針	4	28	第1第1項(7)	事業開始のタイミングが非常にタイトと考えますが、スケジュールの流動性は想定されていないのでしょうか。	現時点で変更の予定はありません。
19	0_実施方針	5	6	第1第1項(7)	「その運用期間を延長し、軌道外投棄の時期を延期することが可能と見込まれる場合、国は事業者事前に通告することにより、当該延期可能と見込まれる時点までの範囲で本事業の事業期間を延長することができる」とありますが、これは、国は事業者との事前の協議は無く、事前の通告のみで事業期間の延長が可能、ということでしょうか。また、事業期間が延長された場合、サービス対価（「運用・維持管理費」と「その他の費用」）はその分増額されるとの理解でよろしいでしょうか。	運用期間の延長については、運用期間が延長可能と見込まれる段階で、事業者と事前協議のうえ決定します。また、その場合は、運用期間の延長に係る業務に係るサービス対価として合理的な費用を支払います。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
20	0_実施方針	5	6	第1第1項(7)	「本事業衛星の運用終了を予定する時点において、その運用期間を延長し、(中略)事業期間を延長することができる」旨が記載されておりますが、事業期間が延長される場合に発生する費用については、発注者様にてご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 19後段の回答を御参照ください。
21	0_実施方針	5	6	第1第1項(7)	「本事業衛星の運用終了を予定する時点において、その運用期間を延長し、(中略)事業期間を延長することができる」旨が記載されておりますが、事業期間が延長された場合でも、サービス対価の支払スケジュールに影響はないとの理解でよろしいでしょうか。	事業期間の延長を理由に当初の事業契約に係る支払スケジュールを変更することはありません。
22	0_実施方針	5	6	第1第1項(7)	国は事業者に事前に通告することにより、本事業の事業期間を延長できるとありますが、事業者が不利益と判断した場合等は、通告を拒否できるとの理解でよろしいでしょうか。	運用期間の延長は、事業者と事前協議のうえ決定します。
23	0_実施方針	5	8	第1第1項(7)	「当該延期可能と見込まれる時点」とは事業者が決定するもの、との理解でよいか？	運用期間の延長は、事業者と事前協議のうえ決定します。このため事業者は、本事業衛星の運用業務の中で、本事業衛星の想定寿命等に関する情報その他国が当該決定を行うための判断に資する情報を国に適宜報告することが求められます。
24	0_実施方針	5	28	第1第1項(9)③	「整備期間中に限り無償で使用させる」とあるが、運用期間中も引き続き無償で利用できる、との理解でよいか？	運用期間中については、国有財産無償貸付契約とは別に、業務履行に必要な施設等の利用を認めます。
25	0_実施方針	6	2	第1第1項(10)	統合衛星NMSは官側要員による運用が想定されますので、運用プログラム等の保護プロファイルを指定するための関連文書の適用は必要ですか。	保護プロファイルを指定する場合は、入札公告において示します。
26	0_実施方針	6	16, 17	第1第1項(10)	「秘密保全に関する訓令」「防衛秘密の保護に関する訓令」の対象となるPFI業務はどの業務でしょうか。	例えば、中継器等の調達に係る業務、本事業衛星の運用に関する業務等が想定されますが、詳細は入札公告において示します。
27	0_実施方針	7		第1第2項(2)	宇宙基本法及び中期防衛力整備計画では、Xバンド衛星通信整備事業は、「我が国産業の振興にも資する」ことが要求されていることになるが、「我が国産業の振興に資する」ことの定量的評価はどのように行うのか？ 定量的評価として、例えば、全体コストの中で、宇宙機器産業(衛星・地上装置)の調達に関して、再委託先を含めた国内企業と海外企業の担当比率の評価などが考えられるが、どのような評価を行う予定なのか？	本号(第2項(2))で行う「評価」は、PFI法第6条に定める特定事業の選定のためのVFM等の評価です。
28	0_実施方針	7	7	第1第2項(2)	「PFI事業として実施することにより得られる定性的な効果」とは具体的にどのようなものか。	明示的に定量化することが困難なPFI事業の効果を指し、その効果が確認される場合は特定事業の選定結果の中で示します。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
29	0_実施方針	8		第2第1項	宇宙基本法及び中期防衛力整備計画では、Xバンド衛星通信整備事業は、「我が国産業の振興にも資する」ことが要求されていることになるが、「我が国産業の振興に資する」ことの定量的評価はどのように行うのか？ 定量的評価として、例えば、全体コストの中で、宇宙機器産業（衛星・地上装置）の調達に関して、再委託先を含めた国内企業と海外企業の担当比率の評価などが考えられるが、どのような評価を行う予定なのか？	応募者からの提案の評価については、予算決算及び会計令第91条第2項に基づき財務大臣に協議のうえ、総合評価落札方式を採用する予定です。
30	0_実施方針	9	10	第2第2項(5)	第一次審査の具体的な項目内容および審査基準とはどのようなものでしょうか。	応募者の資格及び実績等を審査することを予定していますが、詳細は入札公告において示します。
31	0_実施方針	9	10	第2第2項(5)	第一次審査の具体的な項目内容および審査基準は、いつ確定するのでしょうか。	No. 30の回答を御参照ください。
32	0_実施方針	9	10	第2第2項(5)	第一次審査における審査結果は、その後の第二次審査過程における得点に引き継がれるのでしょうか。	審査方法の詳細は、入札公告において示します。
33	0_実施方針	9	17	第2第2項(7)	競争的対話とありますが、具体的にはどういうものを想定されているのでしょうか。「質問を募集してそれに対して国から回答する」ということであれば、実施方針や入札公告に係る質疑とほぼ同様のようにも思われますが、そういうものを想定されているのでしょうか。	競争的対話では、事業提案の精度向上を目的に、業務要求水準書をはじめとする入札公告資料に関する理解の共有を図るため、第一次審査を通過した者（入札参加者）と個別に対話することを予定しています。そのため、実施方針及び入札公告に関する質問・回答とは位置付けが異なります。競争的対話の実施方法等は入札公告において示します。
34	0_実施方針	10	2	第2第2項(10)①	「入札参加者が提出する第二次審査資料について、以下の事項について総合的に審査を行なう予定である」とありますが、「民間収益事業の提案内容そのもの」は審査の対象にはならない、との理解でよろしいでしょうか。	審査基準の詳細は、入札公告において示しますが、「民間収益事業の提案」の有無・内容ではなく、「民間収益事業の提案」によって達成されるVFMが評価されると想定されます。
35	0_実施方針	10	17	第2第2項(12)②	特別目的会社の設立について、財務上の安全性等の観点から、最低資本金の額は要求されることはない、との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、資本金額の設定は応募者の提案に委ねますが、事業提案の審査過程で、本事業の特性やリスクを踏まえた、事業者の財務的安定性や継続性は考慮する予定です。
36	0_実施方針	11	25	第2第3項(1)①	「(1) 応募者の構成」に関連して、「応募者を構成しない企業」が、事業者から「直接」業務を受託または請け負うことは可能でしょうか。	「実施方針」第1第1項(5)①から⑤までに示す業務は、原則として応募者を構成する企業が事業者から直接受託する必要があります。他方、本事業に関連するそれ以外の業務（事業者の監査業務、保険引受業務、アドバイザー業務等）は、応募者を構成しない企業も事業者から直接受託することが可能です。
37	0_実施方針	12	1	第2第3項(1)①	1号機の中継器等の調達を担当する企業が、有識者等委員会による検討を経て応募者の構成として除外されることはありますか。	当該事態は現時点で想定されません。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
38	0_実施方針	12	1	第2第3項(1)①	①c.と⑤c.の業務については、上限価格は公表していただけるのでしょうか（競争原理がはたらかないと思われ、これら費用による予定価格オーバーを避けるためです）。	御質問の業務に関する上限価格の提示等は予定していません。
39	0_実施方針	12	1	第2第3項(1)①	PFIのパススルー原則にて衛星打ち上げ企業にリスクをパススルーする場合、本事業において衛星打ち上げ企業が負担すべきリスクは従来発注におけるリスクよりも大きいと認識しています。衛星打ち上げ企業が従来発注におけるリスクしか負担しない（できない）場合は、事業者にリスクが残ってしまい、金融機関から融資を受けることが困難となりますことから、衛星打ち上げ企業が負担しない（できない）部分のリスクにつきましては国にて負担していただけますでしょうか。	打上げに係るリスクは、「リスク分担表」（資料-IV）のリスク番号第47及び48のとおり、事業者の債務不履行（故意・過失を含む。）に起因すると認められない限り、国の負担としています。
40	0_実施方針	12	1	第2第3項(1)①	周波数調整等支援業務を実施する企業は、現在、他の事業において国が周波数調整を発注している企業に限られるとの理解でよろしいでしょうか。	特定の企業に限定しているものではありません。「実施方針」第2第3項(2)⑥の要件を満たす企業はいずれも業務受託の対象となり得ます。
41	0_実施方針	12	2	第2第3項(1)①	⑤のcの対象に関し、本事業以外の他の既存契約に基づく業務の実施をもって、本項目の対象企業となることはありますでしょうか。あるとすれば、対象となる契約件名及び業務名並びにどの時点での業務実施をもって判断されるのかについて御教示下さい。	特にありません。本規定（（1）①）は、本事業において当該業務を実施する主体を応募者以外に限定するものであり、他の契約の履行とは関係しません。なお、No.55の回答も御参照ください。
42	0_実施方針	12	5	第2第3項(1)②	「②事業者の株主は以下の要件を満たすこととする。」において、代表企業単独で過半数以上の株式を所有することを求めている内容に読めるが、その認識で良いか。	事業者の株主構成は、「実施方針」第2第3項(1)②を満たす限り、応募者の提案に委ねられます。
43	0_実施方針	12	5	第2第3項(1)②	全議決権の2分の1未満であれば、外国法人が出資しても良いでしょうか。	御指摘のような事態は想定しませんが、詳細は入札公告において示します。
44	0_実施方針	12	10	第2第3項(1)②	国の事前承諾がある場合は、株式を譲渡・担保権等の設定等が可能な建て付けとなっていますが、本事業の事業資金を融資する融資団が、当該株式に対して担保権を設定する場合は、ご承諾頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業において当該株式に対する担保権設定を承諾するかどうかは、承諾の依頼があった時点で決定しますが、PFI事業者の資金調達に当たって、株式に対する担保権設定が一般的であることは認識しています。
45	0_実施方針	12	20	第2第3項(1)⑤	代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業の再委託先企業となることは可能でしょうか。	可能です。ただし、再委託の範囲に関してはNo.57の回答を御参照ください。なお、「実施方針」第1第1項(5)①c又は⑤cを担当する企業は、いかなる応募者の代表企業、構成員又は協力企業になることも認められません。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
46	0_実施方針	12	22	第2第3項(1)⑥	応募者の参加資格要件として、「代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員又は協力企業となることは認めない。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合は、この限りでない。」とありますが、これは協力企業であれば、2つのコンソーシアムからの応募が可能と解釈しますが、この理由をご教授頂けますか。	協力企業が他の応募者になることは認めていません。「実施方針」第2第3項(1)⑥ただし書きは、ある応募者の協力企業と他の別の応募者の協力企業との間に限っては、資本関係又は人的関係があることを認めるものです。
47	0_実施方針	12	22	第2第3項(1)	他の応募者がどのようなメンバーで構成されているのか知り得ることができないので、国が確認、調整をすることの理解でよろしいでしょうか。	応募者の構成が要件を満たしているか否かは、応募者自身でご確認ください。
48	0_実施方針	13	13	第2第3項(1)⑦イ	応募者の参加制限として、「一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合」とありますが、この役員に社外取締役は含まれますか。	社外取締役も含まれます。実施方針における役員は、社外役員も含め、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員その他の役員すべてをいいます。
49	0_実施方針	13	14	第2第3項(1)⑦イ	「(A) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合」とあるが、社外役員はここに記載のある役員には含まれないと解釈して良いか。	No. 48の回答を御参照ください。
50	0_実施方針	13	21	第2第3項(2)①	応募者の参加資格要件として、「代表企業、構成員又は協力企業は、以下の要件を満たす日本国法人とする。」とありますが、海外法人は代表企業、構成員又は協力企業に参加不可という意味ですか。	御理解のとおりです。
51	0_実施方針	13	30	第2第3項(2)①カ	国が本事業に関する検討を依頼したプライスウォーターハウス・クーパーズ株式会社またはマッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレテッド・ジャパンに対して、事業者自身が本事業の検討の為に同種の契約を締結することは許容されているのでしょうか。	国は、御質問の企業との委託契約において、本事業に関して応募者とコンサルティング契約等を締結することを禁止しています。
52	0_実施方針	14	1	第2第3項(2)①カ	コンソーシアムを組成できないので、有識者委員会の委員の公表を早急にしてください(入札公告時(平成24年3月)では遅すぎます)。	有識者等委員会の委員は、入札公告時に示します。なお、国による有識者委員の委嘱は、現実的には応募者の組成に影響しないと認識しています。
53	0_実施方針	14	3	第2第3項(2)①キ	応募者と資本関係又は人的関係のある者が、スーパーバードB2号機及び同D号機のXバンドに係る軌道位置及び周波数等に関し、当該免許を自ら取得していても、応募者の参加資格要件第2-3-(2)-①-キを満たす(欠格要件に抵触しない)、との理解でよいか?	本事業衛星の運用開始時期以前については、本事業衛星に係る免許申請等と競合することはないため、御理解のとおりです。
54	0_実施方針	14	3	第2第3項(2)①キ	応募者又は応募者と資本関係又は人的関係のある者が、本事業衛星の相乗り事業者に係る軌道位置及び周波数等に関し、当該免許を自ら取得していても、応募者の参加要件第2-3-(2)-①-キを満たす(欠格要件に抵触しない)、との理解でよいか?	本事業衛星に係る免許申請等と競合する場合を除き、御理解のとおりです。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
55	0_実施方針	14	3	第2第3項(2)①キ	「本事業と競合する免許申請等の手続き（公的期間との事前協議・調整を含む。）」に該当する防衛省の既存契約に基づく業務はありますか。 あるとすれば、対象となる契約件名及び業務名並びにどの時点での業務実施をもって判断されるのかについて御教示下さい。	国との契約等に基づき、国のために実施している限り競合には該当しません。
56	0_実施方針	14	3	第2第3項(2)①キ	本事業衛星の運用開始後、防衛省向け衛星通信サービスの予備衛星としての免許を所持する場合はこれに該当するのでしょうか。	個別の判断が必要となるため、一概には回答できません。
57	0_実施方針	14	9	第2第3項(2)②	本業務について、代表企業、構成員及び協力企業から、その他の企業へ再委託できる業務内容及び業務量について制約がありますか。	当該業務における全部又は大部分を一括で再委託することは認めない予定です。このことは、「実施方針」第1第1項(5)①から③まで及び⑤に掲げる業務のすべてにおいて同様です。
58	0_実施方針	14	17	第2第3項(2)②ウ	本事業衛星と同等規模の衛星バスとありますが、具体的にどのような要件を満たす衛星バスを意味するのでしょうか。	衛星バスに搭載可能な質量等の規模が、本事業衛星と同等であることを意味しています。
59	0_実施方針	14	18	第2第3項(2)②ウ	衛星調達実績が無くても、本事業衛星と同等規模の衛星バスを2機以上製造した実績のある企業であれば参加資格を有する、との解釈でよいか？	御理解のとおりです。
60	0_実施方針	14	20	第2第3項(2)②	衛星調達企業自らが衛星バスを製造しない場合として、「実績を有する者に本事業衛星を製造させるものとする。」とありますが、この本事業衛星を製造する者の参加資格要件として、ア)「A等級以上の格付および関東甲信越地域の競争参加資格」およびイ)「本事業衛星に関する必要な技術的知見および衛星調達に係る品質、コスト、スケジュール等を適切に管理する能力を有する」の要件を満たす必要があると考えてよろしいですか。	本事業衛星を製造する者の要件は、「実施方針」第2第3項(2)②ただし書きに記載のとおり、「本事業衛星と同等規模の衛星バスを2機以上製造した実績を有し、かつ、当該衛星のうち少なくとも1機が5年以上軌道上にて運用されている実績を有する者」です。
61	0_実施方針	14	20	第2第3項(2)②	衛星調達企業は、「衛星調達企業自らが衛星バスを製造しない」場合においても、第2-3-(2)-②ア)、イ)、ウ)の要件を全て満たす必要がある、との理解でよいか？	御理解のとおりです。
62	0_実施方針	14	24	第2第3項(2)②	事業者が衛星打上企業に発注するのではなく、衛星調達企業が衛星打上企業に発注する契約形態になるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
63	0_実施方針	14	27	第2第3項(2)③	本業務について、代表企業、構成員及び協力企業から、その他の企業へ再委託できる業務内容及び業務量について制約がありますか。	No. 57の回答を御参照ください。
64	0_実施方針	15	4	第2第3項(2)④	本業務について、代表企業、構成員及び協力企業から、その他の企業へ再委託できる業務内容及び業務量について制約がありますか。	No. 57の回答を御参照ください。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
65	0_実施方針	15	12	第2第3項(2)④	「ウ) 少なくとも1機以上の静止衛星について軌道上試験終了から軌道外投棄までの管制実績を有し、かつ、延べ15年・機以上の静止衛星の管制実績を有していること。」とあるが、静止衛星の管制実績とは、役務契約による管制実績の場合でも参加資格要件を満足するという解釈で良いか。	御理解のとおりです。
66	0_実施方針	15	18	第2第3項(2)⑤	本業務について、代表企業、構成員及び協力企業から、その他の企業へ再委託できる業務内容及び業務量について制約がありますか。	当該業務における全部を一括で再委託することは認めない予定です。
67	0_実施方針	15	23	第2第3項(2)⑥	ア) 当該要件に記載されている「国際電気通信連合無線通信部門への登録」及び「各国の電気通信主管庁(中略)との周波数調整」業務は、我が国電気通信主管庁たる総務省の専任業務であり、この業務の実績を有する「企業」は存在しないと思われます。「両業務の支援実績」という意味でしょうか。	御理解のとおりであり、入札公告時に反映します。
68	0_実施方針	15	23	第2第3項(2)⑥	再委託する業務及び再委託先企業は、応募の段階で業務内容、業務量を確定しておく必要がありますか。また、契約後に下請承認申請すれば、代表企業、構成員又は協力企業の裁量で再委託する業務や再委託先を決定・変更できますか。	「実施方針」第1第1項(5)⑤cを含め、入札公告において示す主な業務の実施体制は、実績等を確認し適切に評価するため、委託先、再委託先等を含めて事業提案の段階で確定し、明示していただく必要があります。また、これらの業務の受託企業については、原則として変更を認めません。ただし、変更することについて、真にやむを得ない合理的な理由があり、かつ、事業提案と同等の水準を満たすと国が認めた場合は、この限りではありません。
69	0_実施方針	15	23	第2第3項(2)⑥	本業務について、代表企業、構成員及び協力企業から、その他の企業へ再委託できる業務内容及び業務量について制約がありますか。	No. 57の回答を御参照ください。
70	0_実施方針	15	23	第2第3項(2)⑥	⑤c.の業務は、事業者が応募者のいずれかに一旦委託し、委託された者が、再委託するという契約形態を想定しているのでしょうか。	御理解のとおりです。
71	0_実施方針	15	24	第2第3項(2)⑥	第1 1. (5)のうち⑤c.の業務を再委託することは任意でしょうか、それとも必須でしょうか。	本業務(⑤c)を応募者の代表企業、構成員又は協力企業が実施することは認められません。
72	0_実施方針	17	12	第3第2項(1)	契約保証金の納付方法(時期、回数等)につき明示願います。	契約保証金を納付する場合は契約時に一括納付となりますが、契約保証金に代えて国と事業者の間の事業契約を対象とした履行保証保険を付すことも可能です。
73	0_実施方針	17	12	第3第2項(1)	契約保証金の還付時期につき明示願います。	契約保証金を納付した場合は運用開始時の還付を想定していますが、契約保証金に代えて国と事業者の間の事業契約を対象とした履行保証保険を付すことも可能です。
74	0_実施方針	17	18	第3第2項(1)	履行保証保険契約の付保期間は整備期間という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
75	0_実施方針	17	25	第3第2項(1)	” 契約保証金の額は本事業衛星の調達及び地上施設の整備に相当する額の10分の1以上とする。” となっていますが、本事業衛星の調達費用には国が別途発注する1号機の中継器等の調達費用は含まないと理解してかまいませんか。	御理解のとおりです。
76	0_実施方針	17	25	第3第2項(1)	” 本事業衛星の調達額” は実施方針第1、1. - (5) ①-a ~ cにかかるすべての費用（本事業衛星の打上げ費用、軌道上での性能試験等）を含みますか、それともa, bの調達費用のみを指すのでしょうか。	前者を指します。実施方針第1第1項(5) ①にかかるすべての費用が対象となります。
77	0_実施方針	17	25	第3第2項(1)	「契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、本事業衛星の調達及び地上施設の整備に相当する額の10分の1以上」とありますが、「本事業衛星の調達及び地上施設の整備に相当する額」にかかる消費税及び地方消費税額も含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
78	0_実施方針	17	25	第3第2項(1)	契約保証金の額、保証金額または保険金額は、本事業衛星の調達および地上施設の整備に相当する額の10分の1以上と記載されておりますが、具体的にどの程度の金額が想定されているのでしょうか。	履行保証の対象業務の事業規模等をもとに御推定ください。
79	0_実施方針	17	25	第3第2項(1)	本事業とは別に国が調達を予定している1号機の中継器等及び中継器等管制局機材の一部については、契約保証金の対象外、との理解でよいのか？	御理解のとおりです。
80	0_実施方針	17	21,22	第3第2項(1)	③には、事業契約の保証の方法としてア)、イ)の2つがありますが、これらは事業者側で自由に選択してよい、との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
81	0_実施方針	18	4	第3第2項(3) 支払いの減額等	サービス対価の減額は、サービス対価の構成の各費用毎（例えば、維持管理・運用期間におけるサービス対価の減額は維持管理・運用費用部分のみ減額し、整備費用部分は減額しない等）に分けて行われるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。債務不履行や要求水準の未達に伴う減額等の措置は、業務単位ごとに適用します。なお、No. 83、93及び94の回答も御参照ください。
82	0_実施方針	18	8	第3第2項(3)	モニタリングの結果、「代表企業、構成員及び協力企業の変更等を求める」こともある旨が規定されておりますが、当該変更にあたっては金融機関の合意（変更のタイミングや変更する先の企業等）を得て実施して頂けるとの理解でよろしいでしょうか（これらの企業の変更は、ファイナンスの前提条件の変更となるため）。	基本的に、国は事業者に融資を行う金融機関との間に契約関係がないため、代表企業、構成員又は協力企業の変更に際して金融機関の同意を得る義務はないと考えます。ただし、国が金融機関と直接協定を締結する場合は、その過程で当該変更の手續きに関して協議することはあり得ます。
83	0_実施方針	18	8	第3第2項(3)	モニタリングの結果、業務の実施状況に応じてサービス対価を減額することができる旨が規定されておりますが、当該減額は本事業衛星等整備には及ばないととの理解でよろしいでしょうか。	本事業衛星又は地上施設の国への引渡し後であれば、御理解のとおりです。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
84	0_実施方針	18	9	第3第2項(3)	「サービス対価を減額することができる」とありますが、この「減額することができるサービス対価」には、「本事業衛星等整備費」（「1号機整備費」と「2号機整備費」）は含まれない、との理解でよろしいでしょうか。	No. 83の回答を御参照ください。
85	0_実施方針	19	3	第4第1項	「本事業衛星の設計寿命は15年以上とし、それに必要な推進燃料等を搭載すること」とありますが、例えば国産ロケットでは設計寿命を満足させられない等の明確かつ合理的な要因があった場合、寿命確保のため海外のロケットを利用することは可能ですか。	運用開始時期その他の業務要求水準をすべて満足することを使用前の前提とし、その上で国産ロケットの使用を追求してください。なお、国産ロケットでも15年以上の設計寿命を確保することは可能と認識しています。
86	0_実施方針	19	3	第4第1項	「本事業衛星の設計寿命は15年以上とし、」とありますが、これは今回の事業において、15年間に渡るサービスレベルの維持及びサービスの継続性を担保するにあたり、海外の同種の衛星事業での例にもある通り、予備機（地上予備または軌道上予備）をもって運用途絶リスクを回避するという意味ですか。	本事業では、「1号機」及び「2号機」それぞれが15年以上の設計寿命を満たすことを要求しており、御質問のような予備機等での保障は想定していません。
87	0_実施方針	19	16	第4第2項	「本事業を実施するために必要な使用権原が確保されることを条件として、事業者等が賃貸借等により調達することも出来る」とありますが、賃貸借により事業用地及び建物を調達する場合は、係る費用はサービス対価（例えば「地上施設整備費」等）に含まれる、との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。賃貸借による事業用地及び建物の調達に係る費用に関するサービス対価の算定及び支払いは、入札公告において示します。
88	0_実施方針	19	16	第4第2項	国からの事前の通告により、事業期間が延長される可能性がある」と理解していますが、賃貸借により事業用地及び建物を調達する場合は、提案時においては、「（期間の延長を考慮しない）事業期間に渡り使用権原を確保すればよい」との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、BTO方式により防衛省敷地内に整備する場合との整合の観点から、事業期間が延長された場合も想定した使用権原の確保が期待されます。
89	0_実施方針	21	18	第6第2項(1)③	違約金及び損害賠償の上限金額につき明示願います。	違約金については、入札公告において示します。事業者に対する損害賠償請求額については、国の他の事業同様、上限を設けることはできませんが、事業者が負担するリスクは、「リスク分担表」（資料-IV）により限定していません。
90	0_実施方針	22	4	第6第2項(3)③	”不可抗力等により事業契約が解除された場合、国又は事業者は相手方に対し損害賠償の請求等を行うことができる。”となっていますが、不可抗力に伴い相手方に請求できる賠償損害とはどのような損害でしょうか。またその法的根拠はどのようなものでしょうか。	必要に応じ、入札公告において示します。
91	0_実施方針	22	7	第6第2項(3)④	”不可抗力の定義については、入札公告時に示す。”となっていますが、この内容は「リスク分担表」のリスク番号18の”リスクの内容”定義とは異なりますか。	基本的な方針は同じです。詳細は入札公告において示します。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
92	1_業務要求水準書(案)	1	17	第1部第2	事業者の帰責により衛星打上が失敗し既存の衛星2機が寿命を迎えた場合、既存1機での運用になると思いますが、本来2機ですべきところの業務ができないということに関して損害等の負担が発生するのでしょうか(その場合、国の負担としていただけますでしょうか)。	御質問のような損害等の負担の考え方は、「リスク分担表」(資料-IV)のリスク番号第47及び第48に従います。なお、機会損失に係る損害等が発生し、国が請求する可能性も皆無とは言えませんが、基本的にそのような例は見受けられません。
93	1_業務要求水準書(案)	2	9	第1部第3(1)	「事業者は、本事業衛星を静止軌道で安定させ、所要の通信機能が発揮されことを確認した上で、本事業衛星を国に引き渡す。」とありますが、性能が確認され、国に引き渡された時点で「本事業衛星の調達に係る業務」のサービス提供が終了し、債権が確定され、資料-III「サービス対価の算定及び支払方法」に則りサービス対価が支払われ、サービス対価の減額等は実施されないという理解でよろしいですか。	国への引渡し以降は、業績等の監視結果により衛星調達費を減額することは想定していません。
94	1_業務要求水準書(案)	2	21	第1部第3(2)	地上施設の整備が完了した時点で、「地上施設の整備に関する業務」のサービス提供が終了し、債権が確定され、それに対して、資料-III「サービス対価の算定及び支払方法」に則りサービス対価が支払われ、サービス対価の減額等は実施されないという理解でよろしいですか。	整備(国へ引渡し)の完了以降は、業績等の監視結果により地上施設整備費を減額することは想定していません。ただし、「リスク分担表」(資料-IV)のリスク番号第49に記載のとおり、瑕疵担保は事業者負担となりますので、当該瑕疵に伴う損害等が生じた場合にはサービス対価と相殺する可能性があります。
95	1_業務要求水準書(案)	2-3	19,32 6,12	第1部第3	(1)～(4)の事業概要に「一切の業務」とあるが、その具体的な内容については入札公告時に明らかになるか。	具体的な内容は、入札公告において示すほか、応募者からの提案によります。
96	1_業務要求水準書(案)	3	2	第1部第3(3)	国に引渡すということは国の資産になり、事業者が実施する維持管理や保守更新に関する方針や基準は国が定めると解釈してよろしいでしょうか。	業務要求水準書及び応募者の提案に従い、これらを満足すべく事業者の判断により維持管理等を行うものとします。
97	1_業務要求水準書(案)	4	5	第1部第4(5)	「中継器等管制局器材の一部」とは、業務要求水準書(案)における「副局に整備する1号機のXバンド衛星通信中継器等管制局器材」と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
98	1_業務要求水準書(案)	4	12	第1部第4(7)	国から事業者提供される陸上通信回線は無償である、との理解でよいか?	基本的には御理解のとおりです。ただし、防衛省敷地外にバス管制局を整備することにより必要となる通信回線は提供しないため、その整備等は、「リスク分担表」(資料-IV)のリスク番号第36に記載のとおり、事業者の負担となります。
99	1_業務要求水準書(案)	4	12	第1部第4(7)	国から事業者提供される陸上通信回線のネットワーク管理は、統合衛星NMSによって管理される、との理解でよいか?	国から事業者提供される陸上通信回線は、統合衛星NMSによらず、国が別途管理します。
100	1_業務要求水準書(案)	4	16	第1部第4(8)	国から事業者提供される土地及び建物等は無償である、との理解でよいか?	地上施設の整備のために使用する国の土地及び建物等については、国から事業者へ無償で貸し付けます。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
101	1_業務要求水準書(案)	5	17	第1部第7	国が提供する資料に関して、事業契約締結前に提供はされないのでしょうか。	提供する資料は、1号機に搭載するための中継器等の製造請負契約において中継器等製造者が作成するものであるため、現時点では、本事業の契約締結前に提供することはスケジュール上、困難と考えています。
102	1_業務要求水準書(案)	5	17	第1部第7	「Xバンド衛星中継器等インテグレーション試験実施報告書」も提供されると考えてよろしいでしょうか。	当該報告書は、中継器等製造者が事業者から国に報告されるインテグレーション試験実施結果の貸付を受けて作成するものであるため、提供は予定していません。
103	1_業務要求水準書(案)	5	17	第1部第7	効率的な中継器等管制局の整備のため、国が事前に整備を行う「中継器等管制局器材の一部」に関する設計資料等は開示頂けますか。	事業契約締結後、1号機に搭載するための中継器等に関する設計資料等と同様に事業者へ開示します。
104	1_業務要求水準書(案)	5	17	第1部第7	中継器等の整備のため、その他官側が必要と認める技術資料等は貸与頂けますか。	国が必要と認めた技術資料等は貸与します。
105	1_業務要求水準書(案)	6	8	第2部第1第2項①	「①本事業衛星の運用開始時期は、1号機については、平成27年5月(予定)、2号機については平成28年4月(予定)とする。」とありますが、衛星製造等のスケジュールリスク検討のため、運用開始時期として許容できる最も遅い時期を明確化頂けますか。	運用開始時期は、現在使用している衛星の設計上の寿命を基準として設定しているため、現時点では原文のとおりです。
106	1_業務要求水準書(案)	6	8	第2部第1第2項①	1号機の衛星製造等のスケジュールを検討のため、提案書提出前に1号機の中継器等受注業者と調整することは可能ですか。	国として関知する事項ではありません。
107	1_業務要求水準書(案)	6	10	第2部第1第2項②	業務の前提条件に「予定する静止軌道位置は決まり次第示す」とありますが、衛星設計の前提条件となる重要な情報であるため、情報の開示時期は遅くとも事業契約の締結の時期(平成24年9月頃)に明示頂けますか。	入札公告において示します。
108	1_業務要求水準書(案)	6	10	第2部第1第2項②	静止軌道位置の経度はいつまでに決める予定でしょうか。	No. 107の回答を御参照ください。
109	1_業務要求水準書(案)	6	10	第2部第1第2項②	初期性能確認試験を実施する軌道は国から示されると考えてよろしいでしょうか。	初期性能確認試験は、静止軌道位置で実施するものとします。なお、「業務要求水準書(案)」第2第3.5項を御参照ください。
110	1_業務要求水準書(案)	6	13	第2部第1第2項③	「スポットビーム機能(狭域スポットビーム機能を含む。)を多用」とありますが、衛星の姿勢制御への影響を検討するため、「多用」の程度・度合いを明示頂けますか。	必要に応じ、入札公告において示します。
111	1_業務要求水準書(案)	6	13	第2部第1第2項③	国の帰責事由により運用期間が15年を下回った場合においては、想定される事業契約の終了時期(平成42年度末)までのサービス対価の支払いは行われる、との理解でよいのか？	当該時点までに事業者が実施した業務に対するサービス対価は支払います。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
112	1_業務要求水準書(案)	6	13	第2部第1第2項③	実施方針には「設計寿命は15年以上」とありますが、ここにおける運用期間15年を満足することがまず前提であり、これに従い衛星の設計寿命とロケットの打ち上げ能力を定めるとの意でしょうか。	御理解のとおりです。
113	1_業務要求水準書(案)	6	16	第2部第1第2項③	本事業衛星に関し、「地上保管期限は3年以上を考慮した設計とする。」とありますが、衛星搭載用バッテリー等の消耗品は3年保管で劣化しますので、保管後に代替品への交換を国の負担にて実施頂けますか。	国の帰責事由により、3年の地上保管期限を超えた場合は、国が負担します。
114	1_業務要求水準書(案)	6	19	第2部第1第2項④	国が調達する1号機の中継器等の瑕疵については、損害を含み国が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 8の回答を御参照ください。
115	1_業務要求水準書(案)	6	23	第2部第1第2項⑥	衛星バスと中継器等とのインテグレーションは、日本国外で実施することも許容されているのでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、国として、本事業衛星等の製造の全過程を通じた保全の確保を求め、そのための措置を評価することが想定されます(詳細は入札公告において示します)。なお、No. 1及び2の回答も御参照ください。
116	1_業務要求水準書(案)	6	30	第2部第1第2項⑥c	「1号機の中継器等の事業者への引渡し単位は、事業者のインテグレーション試験の計画により、事業者と中継器等製造者が調整する。」とありますが、打上げ時期等のマイルストーンとの対応において中継器側のスケジュールと衛星バス側の製造スケジュールが適合せず、打上げ時期に遅れが出る可能性が想定されます。この場合、国にリスク負担頂き、スケジュール遅延の意思決定や追加費用を認めて頂くことは可能ですか。	No. 8の回答を御参照ください。また、No. 249及び250の回答も御参照ください。
117	1_業務要求水準書(案)	6	31	第2部第1第2項⑥d	「事業者は、1号機の中継器等の搭載に当たって、国が提供するインテグレーション試験実施要領書に基づく試験を実施する。」とありますが、業務要求水準書5ページの第7 提供資料の1～9の事業者への引渡しは事業契約締結後と考えますので、事業者実施の試験の期間および費用等を事業者提案時には如何に想定すれば宜しいですか。	1号機に搭載する中継器等に係る仕様書(「海上自衛隊仕様書MKP-J-58210」)により御想定ください。
118	1_業務要求水準書(案)	6	31	第2部第1第2項⑥d	「事業者は、1号機の中継器等の搭載に当たって、国が提供するインテグレーション試験実施要領書に基づく試験を実施する。」とありますが、1号機の中継器等の契約に秘密特約条項が付帯されておりますが、1号機の中継器等と衛星バスのインテグレーション試験において秘密を取り扱う試験項目はありますか。	インテグレーション試験実施要領書は、今後、中継器等製造者が作成するものですが、インテグレーション試験のうち「海上自衛隊仕様書MKP-J-58210」表10に掲げる事項に関する試験が想定されます。
119	1_業務要求水準書(案)	7	2	第2部第1第2項⑥e	「事業者は、インテグレーション試験において中継器等製造者から必要な技術者等の派遣を受けることができる。」とありますが、技術者の派遣に関して、1号機の中継器等のインテグレーションにおいて、事業者側からの要求に制限(人数、休日対応、24時間対応等)はありますか。	インテグレーション試験における技術者等の派遣は、「海上自衛隊仕様書MKP-J-58210」第3.2.2項において国が中継器等製造者に要求しているものであり、具体的な事項については、中継器等製造者との調整によるものとします。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
120	1_業務要求水準書(案)	7	2	第2部第1第2項⑥e	「中継器等製造者が整備した治工具及び試験装置の貸与を受けることができる。」とありますが、事業者側からの要求により貸与頂けるのは、1号機の中継器等製造者が1号機の中継器等の契約で整備した治具・試験装置のみと考えてよろしいですか。また、提案に影響するため、公示時点で貸与可能な治具、試験装置を明示頂けますか。	インテグレーション試験における治工具等の貸与は、「海上自衛隊仕様書MKP-J-58210」第3.2.2項において国が中継器等製造者に要求しているものであり、当該契約で準備したものに限りです。なお、当該契約は未締結のため、現時点で、本事業の入札公告時に貸与可能な治具等を示すことが可能か否かをお答えすることはできません。
121	1_業務要求水準書(案)	7	2	第2部第1第2項⑥e	「中継器等製造者から必要な技術者等の派遣を受けることができる。」とされているが、これに係る費用と責任については、国が本事業とは別に実施する「1号機の中継器等の調達」に含まれる、との理解でよいか？	御理解のとおりです。なお、No. 119の回答を御参照ください。
122	1_業務要求水準書(案)	7	2	第2部第1第2項⑥e	「中継器等製造者が整備した治工具及び試験装置の貸与を受けることができる。」とされているが、これに係る費用と責任は、国が本事業とは別に実施する「1号機の中継器等の調達」に含まれる、との理解でよいか？	御理解のとおりです。なお、No. 120の回答を御参照ください。
123	1_業務要求水準書(案)	7	8	第2部第1第2項⑦	「国産ロケットを優先的に使用することを迫及する」とあるが、入札公告時に国産ロケット使用時の評価点が具体的に示されると考えて良いか。	事業者選定基準は、入札公告において示します。
124	1_業務要求水準書(案)	7	8	第2部第1第2項⑦	「他の要求水準を効率的に満足させることを前提に、国産ロケットを優先的に使用することを追求する」において、「効率的に満足」の意味に経済性は含まれますか？つまり衛星寿命に代表される技術的要求条件を国産ロケットが満足する場合においても、同じく技術要求条件を満足する外国ロケットとの間に大きな価格差があれば、外国ロケットが使用されることはありえるでしょうか？それとも、いかに大きな価格差があろうとも、技術的な要求条件が満足される限り国産ロケットの使用が規定されている、と理解するべきでしょうか？	本事業の入札価格は提供されるサービス全体の対価であるため、衛星調達費用の一部を構成するに過ぎない打上げ費用の多寡のみをもって打上げ手段が決定されるとは想定していません。なお、本事業では総合評価方式を採用する予定であり、国産ロケットの使用如何にかかわらず予定価格を超えた入札は失格となるため、予定価格の範囲ですべての業務要求水準を満足する必要があります。
125	1_業務要求水準書(案)	7	8	第2部第1第2項⑦	事業者が国産ロケットを優先的に使用することを追求することを前提とした場合、公平性が阻害される恐れがあると考えますが、打ち上げ手段の調達に関しては官給扱いにするお考えはないのでしょうか。	衛星打上企業を選定は応募者の提案によります。なお、衛星打上げ手段を官給しないことにより公平性が阻害されるとの認識はありません。
126	1_業務要求水準書(案)	7	8	第2部第1第2項⑦	実施方針には「設計寿命は15年以上」、③には「運用期間は、初期機能確認終了時点から15年以上」とありますが、設計寿命を15年以上確保しても、衛星の重量と国産ロケットの打ち上げ能力との関係により、運用期間を15年以上確保することが困難となる可能性もあります。ここでいう「他の要求水準を効率的に満足させること」は、海外のより能力の高いロケットを採用することで運用期間15年を満足すべしと解釈してもよろしいでしょうか。	御理解のとおりではありません。なお、国産ロケットを採用しても15年以上の運用期間を確保することは可能と認識しています。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
127	1_業務要求水準書(案)	7	8	第2部第1第2項⑦	「国産ロケットを優先的に使用することを追求する」とありますが、国産ロケットの使用は評点には関係しない(国産と外国産とで性能・品質・価格とも同じであれば評点は同じ)との理解でよろしいでしょうか。	事業者選定基準は、入札公告において示します。
128	1_業務要求水準書(案)	7	8	第2部第1第2項⑦	「事業者は、他の要求水準を効率的に満足させることを前提に、国産ロケットを優先的に使用することを追及する。」とありますが、国産ロケット選定は、価格提案(ロケット価格、保険費用等の増加)の優位性より優先されますか。	No. 127の回答を御参照ください。
129	1_業務要求水準書(案)	7	8	第2部第1第2項⑦	国産ロケット打上に際して、射場等の国有施設(JAXA殿所有施設)の利用に伴い、JAXA法等による利用制限は発生しますか。	打上げに使用する射場等は応募者の提案によるため、応募者にて御確認ください。
130	1_業務要求水準書(案)	7	8	第2部第1第2項⑦	「事業者は、他の要求水準を効率的に満足させることを前提に、国産ロケットを優先的に使用することを追及する。」とありますが、衛星打上企業を選定するリスク(衛星打上企業の破産等によりロケット調達ができない等)は国にリスクを負担頂けますか。	衛星打上企業を選定は応募者の提案によるため、事業者がリスク負担するものとします。
131	1_業務要求水準書(案)	7	8	第2部第1第2項⑦	国産ロケットを優先的に使用するとありますが、やむを得ない(費用が合わない、衛星打上企業が打ち上げ失敗のリスクを負担できない等)場合、海外産ロケットを使用しても構わないでしょうか。	運用開始時期その他の業務要求水準をすべて満足することを使用の前提とし、その上で国産ロケットの使用を追求してください。
132	1_業務要求水準書(案)	7	10	第2部第1第2項⑧	バックアップ手段として他の種類のロケットを用意しておくことと解釈してよろしいでしょうか。衛星の設計、製造において複数のロケットインタフェースに対応させることが求められるので、コストアップとなります。	本項(第2項⑧)は、本事業衛星の運用開始時期を担保することを目的とするものであり、実現の方法は、応募者の提案によります。
133	1_業務要求水準書(案)	7	10	第2部第1第2項⑧	「事業者は、本事業衛星の打上げ前に他の衛星の打上げ失敗等があった場合であっても、そのことが直に本事業衛星の運用開始時期の遅延につながらない計画を策定する。」とありますが、これは代替ロケットもしくは代替衛星を準備するという意味ですか。	No. 132の回答を御参照ください。なお、代替衛星を準備することは想定していません。
134	1_業務要求水準書(案)	7	10	第2部第1第2項⑧	他の衛星の打上失敗等があった場合、運用開始の遅延につながらない計画というのは、どのような計画を想定されていますでしょうか。具体的にご教示ください。	No. 132の回答を御参照ください。
135	1_業務要求水準書(案)	7	10	第2部第1第2項⑧	他の衛星の打上失敗等があった場合、原因究明調査や部品の交換が想定され、事業者でコントロールできないリスクと考えます。これによる遅延は費用及び損害等を含め国が負担していただけますでしょうか。	原則として「リスク分担表」(資料-IV)の引渡遅延リスク(リスク番号第44から第46まで)又は運用開始遅延リスク(第51から第53まで)によります。なお、No. 254の回答を御参照ください。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
136	1_業務要求水準書(案)	7	13	第2部第1第2項⑨	「2号機の中継器等の設計、製造、試験、技術者等の派遣その他当該中継器等の製造等に付随する業務は日本国内において行うものとし、これによらない場合は、国の承認を得るものとする。」とありますが、2号機の中継器以外の調達品で設計、製造、試験の実施場所等に何らかの制約が発生するものはありますか。	中継器等の設計、製造等以外に特段の制約はありません。ただし、国として、本事業衛星等の製造の全過程を通じた保全の確保を求め、そのための措置を評価することが想定される(詳細は入札公告において示します。)ため、いずれの業務についても、国外で実施することにより保全上のリスクが増加する場合は、適切な対策を必要とします。
137	1_業務要求水準書(案)	7	16	第2部第1第2項⑩	「本事業衛星の所有権は、静止衛星軌道上での初期性能確認を完了した後、地上施設と同時に事業者から国に移転する。」とあるが、その経費(施設整備相当)についての国からの支払いについては、どのように担保されるか。	「サービス対価の算定及び支払方法(案)」(資料-III)に従います。なお、No. 94の回答も御参照ください。
138	1_業務要求水準書(案)	7	20	第2部第1第2項⑫	適合性確認試験は、国が主導し、事業者はその内容に従うと考えてよろしいでしょうか。その場合の設備の使用料や必要な技術者等の派遣費用の分担について明確化しておく必要があります。	当該適合性の確認は、第1第3.2.2項③総合試験において事業者が行います。ただし、試験に必要な規約生成装置は、国が事業者は無償で貸付けます。
139	1_業務要求水準書(案)	8	3	第2部第1第3.1項(3)	「本事業衛星の調達に関する業務」に関する技術資料の一部に関しては製造メーカ、事業所にのみ存在する資料もあると想定されます。一方、「本業務の実施場所で国が常時確認可能となるよう最新の状態に整備する。」との要求がありますが、ここで示される「実施場所」とは地上施設並びにメーカの工場等を含む複数拠点に分散して整備してもよい、との理解でよいのか?	御理解のとおりです。
140	1_業務要求水準書(案)	8	9	第2部第1第3.2.1項	「連絡会議」とありますが、連絡会議の主催者、権限・責任の範囲、開催頻度等を明示頂けますか。	連絡会議については、「業務要求水準書(案)」別紙1第8項に規定のとおりです。
141	1_業務要求水準書(案)	8	9	第2部第1第3.2.1項	本事業衛星の設計に際し、「国の確認を受けるものとする。」とありますが、「確認」行為に対する是正措置要否および「技術審査」等の開催要否等も含め、確認行為の位置付けを提示頂けますか。	本事業は、PFI方式により実施されるため、要求水準を実現するための過程等は基本的に応募者の提案によります。この過程で行われる国の確認行為は、もっぱら事業遂行上の重要な結節において履行の内容や状況等を国として把握することを目的としています。また、本事業においては、国が主催する技術審査は予定していません。
142	1_業務要求水準書(案)	8	18	第2部第1第3.2.2項	本事業衛星の試験実施前後に、「国の確認を受ける」とありますが、「確認」行為に対する是正措置要否および「技術審査」等の開催要否等も含め、確認行為の位置付けを提示頂けますか。	No. 141の回答を御参照ください。
143	1_業務要求水準書(案)	8	21	第2部第1第3.2.2項③	移動局及び固定局との模擬通信試験における合否判定の基準はどのように定められるのでしょうか。その基準の一部を成すと想定される回線設計等は、その他の業務におけるXバンド衛星通信システムに係る技術支援によるものと考えてよろしいでしょうか。	総合試験は、その合否判定基準を含め、事業者が作成し、国の確認を受けた試験実施要領書によります。また、国が現に保有する移動局及び固定局との通信に必要な回線設計等は、本事業衛星の調達に関する業務に含まれます。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
144	1_業務要求水準書(案)	8	21	第2部第1第3.2.2項③	「総合試験(地上施設との適合性試験並びに移動局及び固定局との模擬通信試験を含む。)」とありますが、試験実施にあたり、移動局および固定局に関する情報の提供および、模擬移動局・模擬固定局を貸与頂けますか。また、提供・貸与の時期をご教授頂けますか。	国が必要と認めた技術資料等は、事業契約締結後に貸与します。国の移動局等の使用に関する支援については、第2部第1第2項⑩によります。
145	1_業務要求水準書(案)	8	23	第2部第1第3.2.3項	1号機については、事業者は国から提供される「Xバンド衛星中継器等運用手順書」以外の範囲を作成し、国の”確認”を得ることによろしいでしょうか。若し、衛星全体運用の観点から、「Xバンド衛星中継器等運用手順書」の内容について追記や修正すべき点等があれば、事業者は国へ提案した上で国が処置すると考えてよろしいでしょうか。	事業者が、国と調整のうえ、衛星運用に必要な文書を作成する際には、国が提供する1号機の中継器等に関する運用手順書(Xバンド中継器等運用手順書)の内容を前提条件とする必要があります。
146	1_業務要求水準書(案)	8	30	第2部第1第3.3.1項	出荷前審査に際し、「国の確認を得る。」とありますが、「確認」行為に対する是正処置要否および「技術審査」等の開催要否等も含め、確認行為の位置付けを提示頂けますか。	No.141の回答を御参照ください。
147	1_業務要求水準書(案)	9	3	第2部第1第3.3.2項	射場への輸送に際し、「国の確認を得た上で、」とありますが、「確認」行為に対する是正処置要否および「技術審査」等の開催要否等も含め、確認行為の位置付けを提示頂けますか。	No.141の回答を御参照ください。
148	1_業務要求水準書(案)	9	4	第2部第1第3.3.2項	「秘密保全を十分に確保」とあるが、秘密保全の対象は、H23中継器等の仕様書で指定される装置が対象か。	本項(第1第3.3.2項)における「秘密保全」の対象としては、少なくとも「海上自衛隊仕様書MKP-J-58210」に基づく秘及び注意の内容並びに2号機に関するこれらと同様の内容を含むと想定されますが、詳細は入札公告において示します。
149	1_業務要求水準書(案)	9	19	第2部第1第3.5項	初期性能確認実施要領書における合否判定の一部を成す回線設計等は、その他の業務におけるXバンド衛星通信システムに係る技術支援によるものと考えてよろしいでしょうか。	初期性能確認は、その合否判定基準を含め、事業者が作成し、国の確認を受けた初期性能確認実施要領書によります。また、国が現に保有する移動局及び固定局との通信に必要な回線設計等は、本事業衛星の調達に関する業務に含まれます。
150	1_業務要求水準書(案)	9	19	第2部第1第3.5項	初期性能確認及び検査・引渡しに際し、「国の確認を得る。」とありますが、「確認」行為に対する是正処置要否および「技術審査」等の開催要否等も含め、確認行為の位置付けを提示頂けますか。	No.141の回答を御参照ください。
151	1_業務要求水準書(案)	10	1	第2部第1第4項	本要求水準に示されている中継器等、衛星バスに関わる細部仕様については、別途細部が示されるのでしょうか。それとも事業者側で細部を設計し、官側にて確認を得ることを想定しているのでしょうか。	本事業衛星の主な仕様は、入札公告において示します。なお、それ以外の詳細な仕様については、事業者の設計によるものとしします。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
152	1_業務要求水準書(案)	10	14	第2部第1第4.1.2項⑤	中継器等の機能として、「⑤非再生中継のベントパイプ機能及びチャネライザー機能」「⑦チャネライザー機能」とありますが、ここでの「チャネライザー機能」の定義は同義と考えてよろしいですか。	御理解のとおりであり、入札公告時に修正します。
153	1_業務要求水準書(案)	10	17	第2部第1第4.1.2項⑦	本要求水準に示されているバス管制局、中継器等管制局、統合衛星NMS、統合通信インタフェース装置に関わる細部仕様については、別途細部を提示頂けるのでしょうか。もしくは、事業者にて細部を設計し、官側に確認を得ることを想定しているのでしょうか。	地上施設に関する主な仕様は、入札公告において示します。なお、それ以外の詳細な仕様については、事業者の設計によるものとします。
154	1_業務要求水準書(案)	10	32	第2部第1第4.1.3項⑤	信号保全機能において、「本方式は、国で入替え可能とする」とありますが、これは規約生成装置にて生成した規約の入替えが可能との意味ですか。	御理解のとおりです。
155	1_業務要求水準書(案)	11	3	第2部第1第4.1.3項⑧	「衛星バスの管制信号を中継器等を経由して送受信できる機能」の詳細につきご教示願います。	「海上自衛隊仕様書MKP-J-58210」第4.10項を御参照ください。
156	1_業務要求水準書(案)	11	12	第2部第1第4.2.1項	衛星バスTT&Cに「テレメトリ・コマンド及びレンジングの運用はXバンドによることを想定し、抗たん性を確保するためテレメトリ・コマンド信号は通信保全機能を有する。」とありますが、定常時の運用はXバンドで運用する想定ですか。また、非定常時(打上げから所定の静止軌道への衛星投入までの初期運用時、及び姿勢制御困難となった場合等の異常時)はXバンドでの運用が困難と考えますが、その場合は別途他バンド(Ku又はSバンド等)での運用を実施するということですか。他バンドで運用する場合、他バンドの管制機能にXバンドと同様の抗たん性を確保する必要がありますか。	衛星バスのTT&Cの運用に用いる周波数帯は、御質問の「定常時」にはXバンドによることを想定していますが、事業者の提案により防衛省敷地外にバス管制局を整備する場合及び「非定常時」には、信号が適切に保全されることを前提として、Xバンド以外のバンドによることを認める可能性もあり、詳細は入札公告において示します。
157	1_業務要求水準書(案)	11	12	第2部第1第4.2.1項	衛星バスのTT&Cは、打上時の管制のためKuバンド又はCバンドであることが一般的です。「運用はXバンドによることを想定し」とあるが、打上時はKuバンド又はCバンドであり、Xバンドではないと理解して良いか。	No.156の回答を御参照ください。
158	1_業務要求水準書(案)	12	12	第2部第2第2項③	「副局に整備する1号機のXバンド衛星通信中継器等管制局器材」の概要につき明示願います。	平成23年度中に海上自衛隊が調達を予定している「専用衛星管制局」の仕様書によります。
159	1_業務要求水準書(案)	12	12	第2部第2第2項③	副局に整備する1号機のXバンド衛星通信中継器等管制局器材の設計に従属させるということでしょうか。事業者による提案の余地はあるのでしょうか。	本事業との整合性は、国の指示により、1号機のXバンド衛星通信中継器等管制器材の製造を請け負った者が確保します。事業者は、そのために必要な情報を遅滞なく提供することを求められています。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
160	1_業務要求水準書(案)	12	15	第2部第2第2項④	「統合衛星NMSは、Xバンド衛星通信システム(各自衛隊が装備するNMS又はNOCを含む)と連携し、一元的に監視・統制する。」とあるが、対象となる各自衛隊が装備する衛星システムは下記と考えるとよいか。(海自 Xバンド衛星システム、陸自:衛星単一通信システム(TASCOM)、空自:移動体衛星通信システム、海自Kuバンド衛星システム、統幕:Ka帯衛星システム)さらに、上記機能を実現するための既設機器の改修等の対応については、入札公告時に明示されると理解して良いか。	御質問の「既設機器」の改修等の対応を含めた統合衛星NMSに関する主な仕様は、入札公告において示します。なお、統合衛星NMSと国が現に保有する陸自衛星単一通信システム、海自Xバンド衛星通信システム及び空自移動体衛星通信システムとの接続のために必要な器材の改修は、事業者が実施します。
161	1_業務要求水準書(案)	12	17	第2部第2第2項⑤	副局から主局の遠隔操作はできないものとする、との理解でよいのか?	副局から主局を遠隔操作するための機能は要求していません。
162	1_業務要求水準書(案)	12	23	第2部第2第2項⑧	適合性確認試験は、国が主導し、事業者はその内容に従うと考えるとよろしいでしょうか。その場合の設備の使用料や必要な技術者等の派遣費用の分担について明確化しておく必要があります。	当該適合性の確認は、第2部第2第3.2.2項において事業者が行います。ただし、試験に必要な規約生成装置は、国が事業者は無償で貸付けます。また、そのための費用分担等については入札公告において示します。なお、No.143の回答も御参照ください。
163	1_業務要求水準書(案)	13	5	第2部第2第3.1項(3)	地上施設について、運用承認取得に類するようなプロセスは経まずでしょうか。もし、官側にて運用承認取得を実施する場合、その支援は今回の事業費に含まれますか。	御質問の「運用承認取得に類するようなプロセス」について支援が必要な場合は、入札公告において示します。
164	1_業務要求水準書(案)	13	9	第2部第2第3.1項(3)	「地上施設の整備に関する業務」に関する技術資料の一部に関しては製造メーカー、事業所にのみ存在する資料であると想定されます。一方、「本業務の実施場所で国が常時確認可能となるよう最新の状態で整備する。」との要求がありますが、ここで示される「実施場所」とは地上施設並びにメーカーの工場等を含む複数拠点に分散して整備してもよい、との理解でよいのか?	御理解のとおりです。
165	1_業務要求水準書(案)	13	14	第2部第2第3.2.1項	「事業者は、次の区分により地上設備の設計を行い、各設計の実施に当たっては連絡会議により国と設計協議を行う。また、完了時点で設計書を提出し、国の確認を請けるものとする。①基本設計、②詳細設計」とあるが、地上システム全体の設計は、①の基本設計で行うとの解釈で良いか。	御理解のとおりです。
166	1_業務要求水準書(案)	13	24	第2部第2第3.2.2項①	対象はバス管制局と中継器等管制局でしょうか。この場合、副局に整備する1号機のXバンド衛星通信中継器等管制局器材と本事業衛星との適合性試験も含めて実施すると考えるとよろしいでしょうか。その場合の設備の使用料や必要な技術者等の派遣費用の分担について明確化しておく必要があります。	適合性試験の対象は、局舎を除く地上施設(設備・装置を含む。)全体であり、副局に整備する1号機のXバンド衛星通信中継器等管制局器材、統合衛星NMS等も全て含まれます。なお、No.162の回答も御参照ください。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
167	1_業務要求水準書(案)	13	25	第2部第2第3.2.2項②	対象は統合NMSと統合通信インターフェース装置でしょうか。この場合、移動局及び固定局に関する設備の使用料や必要な技術者等の派遣費用の分担について明確化しておく必要があります。	No. 166の回答を御参照ください。
168	1_業務要求水準書(案)	14	5	第2部第2第3.3項	地上施設の整備として、「事業者は国と調整の上、地上施設として必要な規模の局舎(事業者が利用する事務室等を含む。)を防衛省敷地内に新築又は既存局舎を増改築することにより整備する。」とありますが、提案に影響するため、現局舎に関する情報を提供頂けますか。	現局舎に関する情報は、入札公告において示します。
169	1_業務要求水準書(案)	15	2	第2部第2第4.1項	衛星シミュレータ機能は主局のみに要求される機能、との理解でよいのか?	御理解のとおりです。ただし、万一主局が長期間使用できない場合等には、衛星シミュレータを主局から副局に移設して運用することを想定しています。
170	1_業務要求水準書(案)	15	3	第2部第2第4.2項	中継器等管制局と統合NMSとの機能分界は提案及び国の確認によると考えてよろしいか。	「業務要求水準書(案)」第2部第2第4項に記載のとおりであり、記載のない事項については、事業者の提案によります。なお、No. 171の回答も御参照ください。
171	1_業務要求水準書(案)	15	13	第2部第2第4.2項	地上施設に関する要求水準として、以下の機能が要求されているが、本機能は、4.3項の統合衛星NMSが実現する機能ではないか。 ⑨移動局及び固定局の監視機能及び制御機能	御指摘のとおりであり、入札公告時に修正します。
172	1_業務要求水準書(案)	15	15	第2部第2第4.3項	統合衛星NMSは、本要求を見ると平成23年度契約の海自NOCの機能と重複する可能性があるが、統合衛星NMSを設計するに当たっては海自NOCの開発資産(設計結果)を活用するという理解で良いか。	統合衛星NMSの設計は、事業者の提案によります。
173	1_業務要求水準書(案)	15	28	第2部第2第4.3項	「各自衛隊が装備するNMSまたはNOC及び固定局を介し、」とあり、接続が求められておりますが、公示の時点で統合NMSに関する詳細仕様は提示されますか。示されない場合、事業者側にて統合NMSの製造仕様(統合インターフェース)の検討が必要なため、各自衛隊が装備するNMS、NOC、固定局、移動局に関する設計資料等の情報を提示頂けますか。	統合衛星NMSに関する主な仕様は、入札公告において示します。また、国が必要と認めた技術資料等は、事業契約の締結後に貸与します。
174	1_業務要求水準書(案)	15	28	第2部第2第4.3項	「各自衛隊が装備するNMSまたはNOC及び固定局を介し、」とあり、接続が求められておりますが、NMSまたはNOC及び固定局が更新、改修、機能追加された際に、本事業の統合NMS側の適合化検討、更新・改修・機能追加に関する費用は如何に考慮すれば宜しいですか。	No. 160の回答を御参照ください。
175	1_業務要求水準書(案)	16	3	第2部第2第4.4項	統合通信インターフェース装置と通信機材を接続する際の責任分界点につき明示願います。	統合通信インターフェース装置は、国が現に保有する陸自衛星単一通信システム、海自Xバンド衛星通信システム及び空自移動体衛星通信システムが相互に2ホップ通信を実施可能とするための装置であり、現時点では、システム間を接続する交換装置を想定しています。主な仕様については、入札公告において示します。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
176	1_業務要求水準書(案)	16	3	第2部第2第4.4項	「統合通信インタフェース装置は主局に整備し、」とありますが、公示の時点で統合通信インタフェース装置の詳細仕様は提示されますか。示されない場合、事業者側にて統合インタフェース装置の仕様の検討が必要のため、各自衛隊が装備するNMS、NOC、固定局、移動局に関する設計資料等の情報を提示頂けますか。	統合通信インターフェース装置に関する主な仕様は、入札公告において示します。また、国が必要と認めた技術資料等は、事業契約の締結後に貸与します。
177	1_業務要求水準書(案)	16	6	第2部第2第4.5項	商用電源2系統については、受変電設備等安定的に電力が供給される設備から分岐される、との想定でよいのか？	各局の商用電源については、さらに検討のうえ、入札公告において示します。
178	1_業務要求水準書(案)	17	7	第2部第3第2項①	「本事業衛星の運用機関は15年とする。」とありますが、武力攻撃事態等、事業者として不可抗力となる事態において、防衛省が保有する施設内への立ち入り制限等により、事業者のサービスを提供が困難となることが想定されますが、この場合の事業者側への要求事項を規定する必要は無いでしょうか。	御指摘の点については、入札公告において示します。
179	1_業務要求水準書(案)	17	10	第2部第3第2項②	「バス管制は国が示す指針に従い、事業者が実施する。中継器等管制は国からの指示に従い、事業者が実施する。」とありますが、国が示す指針と指示の違いを明確化頂けますか。また、事業者は国の指針および指示に従っている範囲において、通信性能リスクおよび衛星損傷リスクを国に負担頂けるとの理解でよろしいですか。	バス管制に関する指針は、バス管制を行うために国が事業者に従うことを求めて示す包括的な方針です。他方、中継器等管制に関する指示は、中継器等を管制するために都度国が事業者に示す個別具体的な要求です。なお、国の指針又は指示に直接起因するリスクは国が負担しますが、指針又は指示に基づく業務の具体的な履行は事業者の裁量により実施されるため、事業者がとった業務履行手段・方法に起因するリスクが認められた場合は、事業者の負担となります。
180	1_業務要求水準書(案)	17	10	第2部第3第2項②	「バス管制は国が示す指針に従い、事業者が実施する。」とありますが、防衛省施設内に設けられた管制局でバス管制を実施する場合、作業人員選定に関する基準はありますか。	業務従事者名簿を事前に提出し、国の承認を得る必要があります。
181	1_業務要求水準書(案)	17	15	第2部第3第2項⑧	防衛省敷地内に整備された地上施設で使用する業務実施において必要な事務室等及び電気・水等は、無償で国が提供する」とありますが、地上施設を防衛省敷地内に整備した場合には、これらの費用については、サービス対価(地上施設維持管理費)には含まなくてよい(即ち提案価額の減少要因)ということでしょうか。提案価額への影響が大きくなる可能性もあるため、念の為お聞きしています。	御理解のとおりです。
182	1_業務要求水準書(案)	17	29	第2部第3第3.1項	衛星運用実績報告に際し、「国に報告し、確認又は検査を受ける。」とありますが、国への報告は月単位でよろしいですか。	原文のとおり、国への報告及び国による確認又は検査は、日・週・月・年の各単位で行うものとします。
183	1_業務要求水準書(案)	18	12	第2部第3第3.2項	「常時良好な中継機能の保持」とありますが、軌道上での衛星性能の運用要求の内容によっては、予備機等のバックアップが必要と考えますので、「常時良好」とはどの程度の要求なのか明示頂けますか。	365日・24時間良好な中継機能が保持されることを要求水準としていますが、障害による通信の中断等の責任は、「リスク分担表」のリスク番号第54から59までによります。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
184	1_業務要求水準書(案)	18	17	第2部第3第3.2項	バス管制業務に際し、「事業者は、デブリ情報、他衛星の監視情報等の定期的な取得を行うなどにより衝突等の危険回避に努める。」とありますが、デブリ情報や他衛星の監視情報等を提供頂けますか。	当該情報は、事業者自らが入手するものとします。
185	1_業務要求水準書(案)	18	23	第2部第3第3.3項	中継器等管制業務で、「中継器等が有する各種機能」とは、同水準書P10(4.1中継器等)の各機能を指すのでしょうか。	御理解のとおりです。
186	1_業務要求水準書(案)	18	26	第2部第3第3.3項	中継等々の管制は国の指示に基づくとありますが、指示とは具体的にどのようなことを指しますか。	No.15及び179の回答を御参照ください。
187	1_業務要求水準書(案)	18	26	第2部第3第3.3項	中継器等が有する各種機能とありますが、4.1.2項に記載されている中継等々の機能のうち、国の指示に基づき管制されるのは全部あるいは一部でしょうか。	全部の機能です。
188	1_業務要求水準書(案)	19	7	第2部第4第2項①	運用期間を通じて通信の中断を生じることがないように実施すると記載されておりますが、これに違反した場合のペナルティ条項は規定されておりますでしょうか。	No.183の回答を御参照下さい。
189	1_業務要求水準書(案)	19	12	第2部第4第3項②	地上施設の維持管理に際し、「事業者は、維持管理実績を月・年の単位で作成し、国に報告し、確認又は検査を受ける。」とありますが、国への報告は月単位でよろしいですか。	原文のとおり、国への報告及び国による確認又は検査は、月・年の各単位で行うものとします。
190	1_業務要求水準書(案)	19	19	第2部第4第3項⑦	「点検、保守、更新等に当たっては、必要に応じて国と事前調整を行った上で、本事業衛星を用いた通信の運用に影響を与えずに実施するものとする。」とされているが、当該作業実施期間において冗長構成が失われる場合に限っては「通信の運用に影響」には相当しない、との理解でよいのか？	御理解のとおりです。
191	1_業務要求水準書(案)	20	16	第2部第5第1.1項	統括マネジメント業務として、「サービスの質の向上に資する提案を事業者自らが企画し、国に発案・助言することが期待される。」とありますが、事業開始後のサービスの質向上に繋がる提案をした結果として、各種インセンティブ(契約変更による増額)に繋がりますか。	御指摘の業務も統括マネジメント業務の一環であり、サービス対価にあらかじめ含まれます。
192	1_業務要求水準書(案)	20	18	第2部第5第1.2項	事業者は、総括代理人及び総括代理人直属のスタッフを配置とありますが、国側も直属のスタッフを配置する体制と考えてよろしいでしょうか(窓口が1ヶ所であるかの確認です)。	国は、業績監視を担当する職員を配置する予定です。
193	1_業務要求水準書(案)	21	15	第2部第5第2項	Xバンド衛星通信システムに係る技術支援として、「事業者は、国からの依頼に応じて、Xバンド衛星通信システムに関する次の事項等の技術支援を行う。①回線設計及び回線品質管理、②統合衛星NMSの運用」とありますが、事業者側の作業範囲(作業項目、規模、期間等)明確化のため、具体的な実施内容を提示頂けますか。	①については、国が現に保有する陸自衛星単一通信システム、海自Xバンド衛星通信システム及び空自移動体衛星通信システム並びに将来本事業衛星を利用する通信システムの回線設計及び回線品質管理に関する技術支援を想定しています。②については、統合衛星NMSの運用及び機能拡張等に関する国の要望を受けて行う、技術的な支援を想定しています。なお、No.14の回答も御参照ください。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
194	1_業務要求水準書(案)	21	18	第2部第5第2項②	Xバンド衛星通信システムに係る統合衛星NMSの運用に関する技術支援の内容詳細につき明示願います。	No. 193の回答を御参照ください。
195	1_業務要求水準書(案)	22	7	第2部第5第3.2項	「本業務に必要な会合議事録、資料及び書簡等を、国からの指示に基づき、日本語若しくは英語又はその両方により作成する。」とあるが、行政書士法(業務)第一条の二(行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とする。)によって規定される業務は含まれるか?	行政書士法第1条の2に規定する業務は、想定していません。
196	1_業務要求水準書(案)	25	5	別紙2-No.2	NMSの定義は、「統合衛星ネットワーク管理装置」ではなく、「ネットワーク管理装置」の誤記ではないか。	御指摘のとおりです。
197	2_民間収益事業(相乗り事業)の条件(案)	1	6	柱書	「相乗りミッション機器等」は「本事業衛星」の範囲に含まれない、との理解でよいか?	「相乗りミッション機器等」が本事業衛星の範囲に含まれるか否かは文脈により異なりますので、文脈により判断下さい。なお、詳細は入札公告において示します。
198	2_民間収益事業(相乗り事業)の条件(案)	1	7	柱書	「相乗り事業の提案が本事業の財政負担額の低減に寄与すると判断した場合に限り、当該提案を認める。」とあります。同資料の「3.費用分担及び対価の支払」によりその目的を達成していると理解してよいか。それとも相乗りの有無を評価する基準が他にあるのか。	相乗り事業がない場合との比較により判断します。
199	2_民間収益事業(相乗り事業)の条件(案)	1	20	第1項	事業者が相乗り企業になることは認めないとありますが、代表企業、各構成員、各協力企業、あるいは応募者の再委託先企業の何れか、あるいは複数企業が相乗り企業になることは許容されているのでしょうか。	御理解のとおりです。
200	2_民間収益事業(相乗り事業)の条件(案)	1	20	第1項	事業スキームにおいて、「事業者が相乗り企業になることは認めない。」とありますが、これは事業者は相乗り企業にはなれないが、代表企業、構成員、協力会社が個別・独自に行っている事業を相乗り企業として提案することは問題ないとの理解でよろしいですか。	No. 199の回答を御参照ください。
201	2_民間収益事業(相乗り事業)の条件(案)	1	20	第1項	「本事業とのリスク隔離の観点から、事業者が相乗り企業になることは認めない。」とされているが、これは、事業者(=SPC)が相乗り企業となることを認めないという趣旨に過ぎず、応募者(代表企業、構成員、協力企業)が相乗り企業となることは差し支えないと理解しているが、その理解でよいか。	No. 199の回答を御参照ください。
202	2_民間収益事業(相乗り事業)の条件(案)	2	7	第2項	「本事業衛星に不具合等が発生し、中継器等の安定的かつ継続的な運用に支障があると国が判断した場合」との規定がございますが、具体的な事象(国による衛星パスの優先利用が行われる状況)についてご教示下さい。	本事業衛星の電力の供給状態が、防衛省の中継器等と相乗りミッション機器等の双方を同時に安定して動作させることが不可能になる場合等を想定しています。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
203	2_民間収益事業 (相乗り事業) の条件 (案)	2	7	第2項	「本事業衛星に不具合等が発生し、中継器等の安定的かつ継続的な運用に支障があると国が判断した場合」との規定がございますが、事業契約等において、実際に国による衛星バスの優先利用が行われる具体的な条件が規定されるとの理解でよろしいでしょうか。	必要と認めた場合は、入札公告において示します。ただし、発生し得る具体的な事象を網羅的に規定することは困難と考えます。なお、No. 202の回答も御参照下さい。
204	2_民間収益事業 (相乗り事業) の条件 (案)	2	8	第2項	「(ある一定の状況下で) 国が一時的又は事業期間を通じて、衛星バスのリソースを優先的に利用することがある」旨が規定されておりますが、国による衛星バスの優先利用が行われた期間、その期間に相当する相乗り事業費は、発注者様側でご負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	相乗り事業は、本資料に示す前提条件のもとで応募者の提案により実施するものですので、国が御指摘の費用を負担するものではありません。なお、このような場合における事業者と相乗り企業間の費用分担は、当該両者の契約等によります。
205	2_民間収益事業 (相乗り事業) の条件 (案)	2	11	第3項	相乗り事業費を控除した金額をサービス対価として支払うとありますが、相乗り企業が事業から撤退する場合(利益が上がらない、相乗り企業の破綻等が考えられ、特殊な事業であり一般的なPFIのように代替企業を探すのは困難と考えます。)の対応をお示しください。	御質問のような場合については、事業者のリスク負担において御対応ください。なお、当該事態等も想定したうえで、本事業の安定的な履行へ配慮した相乗り事業の提案としてください。
206	2_民間収益事業 (相乗り事業) の条件 (案)	2	19	第3項	「相乗り事業費を控除した上で、本事業のサービス対価を事業者を支払う」旨が規定されておりますが、控除されるサービス対価は(1)本事業衛星等整備費、(2)本事業衛星等運用・維持管理費、(3)その他の費用のいずれとなるのでしょうか。	お尋ねの(1)から(3)までの全てのサービス対価が控除対象となり得るものと想定していますが、詳細は入札公告において示します。
207	3_サービス対価 の算定及び支払 方法 (案)	2	29	第1第1項(2)①	技術支援費用とありますが、どのような業務に対応する費用で、誰に支払うのでしょうか。	「業務要求水準書(案)」(資料-I)第2部第5第2項に規定するXバンド衛星通信システムに係る技術支援に係る費用であり、国から事業者を支払います。なお、技術支援の内容については、No. 193の回答を併せて御参照ください。
208	3_サービス対価 の算定及び支払 方法 (案)	3	9	第1第1項(4)	「消費税等」について、「上記(1)から(3)までの費用のうち課税対象外のものを除いた費用に係る消費税及び地方消費税とする」とありますが、この「上記(1)から(3)までの費用のうち課税対象外のもの」というのは、具体的には「(1)本事業衛星等整備費」の「③1号機割賦手数料」、同「③2号機割賦手数料」と、「(3)その他の費用」にある「事業者の税引前利益の一部」との理解でよろしいでしょうか。	入札公告において示します。
209	3_サービス対価 の算定及び支払 方法 (案)	5	13	第1第2項表1(2)	1号機の地上施設維持管理に係る費用についてですが、地上施設をB〇〇方式とした場合、撤去に費用がかかる場合は、係る撤去費はこの「地上施設維持管理費」に含むと考えてよろしいでしょうか。	地上施設を防衛省敷地外に整備する場合の各種費用の取扱は、入札公告において示します。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
210	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	5	20	第1第2項表1(2)	2号機の地上施設維持管理に係る費用についてですが、地上施設をB O O方式とした場合、撤去に費用がかかる場合は、係る撤去費はこの「地上施設維持管理費」に含むと考えてよろしいでしょうか。	No. 209の回答を御参照ください。
211	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	5	24	第1第2項表1(2)	地上施設を防衛省敷地外に整備する場合の水光熱費は「本事業衛星共通の運用・維持管理費」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 209の回答を御参照ください。
212	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	5	27	第1第2項表1(2)	サービス対価の内訳に、本事業衛星共通の運用・維持管理費として、Xバンド衛星通信システムに係る技術支援費用の一部との記載がありますが、この一部は何を指すのでしょうか。また、同業務に関し、一部以外の費用はどこで計上するのでしょうか。	お尋ねの「Xバンド衛星通信システムに係る技術支援費用」については、「サービス対価の算定及び支払方法(案)」(資料-Ⅲ)第1第2項の表1のとおり、1号機に係る地上施設の引渡しまでは「1号機地上施設整備費」に、それ以降は「本事業衛星共通の衛星運用費」に計上することを求めています。このため、それぞれにおいて「一部」と表現しています。
213	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	7	11	第2第3項(1)	本事業衛星等整備費については、割賦債権の確定後に軌道上にて衛星に障害等が発生した場合についても、確定した金額でお支払いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。なお、「リスク分担表」(資料-Ⅳ)のリスク番号第54から59までのとおり、本事業衛星に障害等が発生した事由によっては、損害に係る費用の一部又は全部を事業者が負担する場合があります。
214	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	8	10	第2第3項(1)③	基準金利算定にあたって必要となる「支払(予定)期日」は10月末日及び4月末日を前提としてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。基準金利算定における支払期日の設定は、「サービス対価の算定及び支払方法(案)」(資料-Ⅲ)別紙「基準金利の算定方法」に示しています。
215	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	8	22	第2第3項(1)③	入札価格の算定に用いる基準金利の値は公表して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告において示します。
216	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	8	22	第2第3項(1)③	入札価格の算定に用いる基準金利を算定するための計算シートは、公表して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 215の回答を御参照ください。
217	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	10	16	第2第5項	モニタリングによる減額は、本事業衛星等整備に及ばないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 83の回答を御参照ください。
218	3_サービス対価の算定及び支払方法(案)	11	16	第5第1項	「本事業衛星等運用・維持管理費及びその他の費用については、年度毎に見直すものとする。」とありますが、これは年度毎に原価及び経費率の監査を受けるということでしょうか。	当該記述は、「サービス対価の算定及び支払方法(案)」(資料-Ⅲ)第5第3項の物価変動に基づく改定等を念頭に置いたものであり、御質問のような特定の企業を前提とした原価及び経費率の算定、原価監査等は実施しません。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
219	4_リスク分担表	1	5	業務実施企業等	備考欄にて「業務実施企業等の責めに帰す事由は、事業者の責めに帰す事由とみなす。」とされているが、この「業務実施企業等」には「実施方針 第2-3-(1)-①」にて定義される「衛星打上企業」並びに「本事業衛星の通信に必要な周波数確保及び無線局免許取得に係る作業支援を実施する企業」は含まれない、との理解でよいか？	「業務実施企業等」には「衛星打上企業」及び「本事業衛星の通信に必要な周波数確保及び無線局免許取得に係る作業支援を実施する企業」も含まれます。
220	4_リスク分担表	1	8	資金調達	外貨建で契約を行う場合、為替リスクの負担者は国か事業者のどちらでしょうか？	事業者が負担するものとします。
221	4_リスク分担表	1	11	国の関連業務	「国が本施設に関連して別途発注する業務において国が使用する第三者（その使用人を含む。）に係る責任」とありますが、この場合の国が別途発注する業務とは、具体的に何を示しますか。また、国が使用する第三者とは具体的に何を示しますか。	国が別途発注する業務には、実施方針第1第1項（5）⑥の「a. 1号機の中継器等の調達」及び「b. 中継機等管制局機材の一部の調達」等が該当します。また、これにおいて「国が使用する第三者」とは、国からの請負・委託によりこれらの業務を実施する者を指します。
222	4_リスク分担表	1	11	国の関連業務（備考）	備考欄に事業者の調整が不適当の場合は除くとありますが、国が使用する第三者の調整は国がするのであって、事業者は調整をしない（そういった業務がない）との認識です。備考欄の記述の意図をお示しください。	基本的には御理解のとおりですが、本事業には1号機の中継器等とのインテグレーション業務が含まれており、「業務要求水準書（案）」（資料-1）第2部第1第2項⑥のとおり、事業者には国を介して中継器等製造者と調整することが求められます。
223	4_リスク分担表	1	11	国の関連業務（備考）	備考の意図するところが不明だが、国が選定した第三者との調整を事業者が直接行うことはないと思いますし、その調整リスクを伴うこともないと考えますが、いかがか。	No. 222の回答を御参照ください。
224	4_リスク分担表	1	12	税制変更	税制変更リスク全般ですが、いつの時点の税制を基準とするのでしょうか。	第二次審査資料の受付期限における税制を基準とします。
225	4_リスク分担表	1	13	税制変更（13）	消費税・地方消費税以外で、具体的にどのような税制変更を念頭においておりますか。	「消費税・地方消費税以外」には、一例としては法人税、法人住民税等が該当しますが、これらに限るものではありません。また、具体的に想定している税制変更はありません。
226	4_リスク分担表	1	13	税制変更（13）	当該税制変更リスクを事業者側が負担する理由は何でしょうか。	本事業に限らず全ての者に賦課される租税に関するリスクであって本事業における消費者としての国が負担すべきリスクではないものについて、本事業の受託者のみが免れることは適切ではないため、事業者の負担とします。
227	4_リスク分担表	1	13	税制変更（13）	税制については事業者のコントロールの出来ない事項であり、必要に応じて事業者サイドの価格変動を伴うものと考えられる。「14」で規定されている「特別に又は典型的に」が示す内容が不明ではあるが、事業者がコントロールできないにもかかわらず、事業者側がリスク負担者になるのは、バランスを欠いていると考えるがいかがか。	No. 225及び226の回答を御参照ください。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
228	4_リスク分担表	1	13	税制変更 (13)	「消費税又は地上消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更又は新設による増加費用」とありますが、この場合のすべての者に影響する税制とは具体的に何を示しますか。	No. 225の回答を御参照ください。
229	4_リスク分担表	1	15 16	法令変更	法令変更リスク全般ですが、いつの時点の法令を基準とするのでしょうか。	第二次審査資料の受付期限における法令を基準とします。
230	4_リスク分担表	1	16	法令変更 (16)	法令変更については事業者のコントロールの出来ない事項であり、必要に応じて事業者サイドの価格変動を伴うものと考えられる。事業者がコントロールできないにもかかわらず、事業者側がリスク負担者になるのは、バランスを欠いていると考えるがいかがか。	御指摘のような懸念を排除できない法令変更リスクについては、リスク番号第15で国の負担としています。
231	4_リスク分担表	1	16	法令変更 (16)	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」とありますが、この場合の法令変更又は新設とは具体的に何を示しますか。	現時点で特に想定しているものではありません。
232	4_リスク分担表	1	17	不可抗力 (17)	リスクNo. 17の負担者はNo. 18の場合と異なり、事業者側負担もなく、また保険でん補による控除の適用はないと判断してかまいませんか。	御理解のとおりです。
233	4_リスク分担表	1	18	不可抗力 (18)	”保険等によるてん補がある場合は増加費用及び損害からこれを控除して上記（1%の事業者負担）を適用する。”となっていますが、実施方針、入札要領、事業契約、業務要求水準書等に要求されている保険（強制保険）以外に、事業者が自己の負担する不可抗力リスク部分（1%相当額等）をカバーするために自衛上付保する保険（任意保険）によるてん補金は控除しない（つまり、事業者負担リスクの補てんに充当できる）、と理解してかまいませんか。	御指摘の任意保険によるてん補についても同様に増加費用及び損害から控除しますので、御理解のとおりとはなりません。
234	4_リスク分担表	1	18	不可抗力 (18)	大規模な天災（大地震、大噴火等）の定義をご教示下さい。	入札公告において示します。
235	4_リスク分担表	1	18	不可抗力 (18)	もし、整備期間、維持管理期間とも不可抗力リスクを従来発注で国が負担しているのであれば、本件も国に負担していただけますでしょうか。	原文のとおりとします。なお、国は衛星通信中継機能の整備、維持管理等を従来実施していません。
236	4_リスク分担表	1	18	不可抗力 (18)	1%相当額までを事業者側が負担する根拠は何でしょうか。	事業者に不可抗力による損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるため、生じた損害又は増加費用の一部を事業者が負担するものとしています。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
237	4_リスク分担表	1	20	第三者への損害 (20)	”国の提示条件又は指示”、以外でかつ”事業者責”、以外の原因(不可抗力等)による第三者の被った損害については上記「不可抗力リスク」に準じてリスク負担すべきと考えますがいかがですか。	国及び事業者の双方において、本事業に係るいかなる営造物の設置又は管理若しくは保存についても瑕疵が認められず、かつ、本事業に係るいかなる行為についても故意又は過失が認められない場合に、第三者に対する損害賠償責任が生じることは想定し難いものの、仮に御懸念のようにもつばら不可抗力に起因する「第三者への損害リスク」が存在するとすれば、リスク番号第18「不可抗力リスク」に示す負担となります。
238	4_リスク分担表	1	23	要求水準変更等 (23)	事業者が負担する損害額について、その規模が莫大となる可能性も否定できないことから、実際に事業者が負担する水準については、予め上限の設定をお願いできますでしょうか。	事業者の負担に上限を設定することはありませんが、国の指示によらない要求水準の変更により損害額の「規模が莫大となる」ことは想定し難いと考えます。なお、帰責事由等に応じ事業者が業務実施企業等に負担を求めることは妨げません。
239	4_リスク分担表	1	27	事業の中断、中止 (27)	”国の指示又は政策変更”、以外の理由でかつ”事業者責”以外の原因(不可抗力等)による事業の中断、中止リスクについては「不可抗力リスク」に準じてリスク負担すべきと考えますがいかがですか。	リスク番号第18に掲げる不可抗力に起因する「事業の中断、中止リスク」については、「不可抗力リスク」に示す負担となります。
240	4_リスク分担表	1	27	事業の中断、中止 (27)	「上記以外の事由による中断又は中止により生じる増加費用」とありますが、「上記以外の事由」とは、具体的に何を示しますか。	事業者側の事由等が含まれますが、それに限るものではありません。なお、No.239の回答も御参照ください。
241	4_リスク分担表	1	30	臨機の措置	事業者がリスク負担することが適当であると認められる臨機の措置に関するリスクとは具体的にどのようなものでしょうか。	事業者が業務を実施する上において、善管注意義務等に基づき実施が求められる臨機の措置に対するリスクです。
242	4_リスク分担表	1	31	近隣対策 (31)	31の国が負担するリスクの中には、本事業の推進そのものに対する住民反対運動・訴訟・要望等に関するものの責任及び費用も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
243	4_リスク分担表	1	32	近隣対策 (32)	事業者責以外の原因(不可抗力等)による近隣対策リスクについては「不可抗力リスク」に準じてリスク負担すべきと考えますがいかがですか。	リスク番号第18に掲げる不可抗力に起因する「近隣対策リスク」については、「不可抗力リスク」に示す負担となります。なお、防衛省敷地外にバス管制局を整備する場合における当該バス管制局に係る「近隣対策リスク」は、リスク番号第36の「防衛省敷地外管制局リスク」にも該当します。
244	4_リスク分担表	1	33	環境対策	環境対策とありますが、「環境」とはどのようなことを想定しているのでしょうか。	騒音、振動、悪臭、大気・土壌・水質汚染等の環境に対する対策が含まれますが、これらに限りません。
245	4_リスク分担表	1	34	秘密保全	「事業者の帰責事由による」と記載されていますが、事業者の責とならないために遵守すべき事項は、「防衛秘密の保護に関する訓令(平成19年防衛省訓令第37号)」のP.25「防衛秘密の保護に関する特約事項」と考えて良いでしょうか。	秘密、防衛秘密その他の保護を要する情報の取扱いにおいて事業者及び業務実施企業等が遵守すべき事項は、御指摘の訓令を含むこれらの保護を要する情報に関する法令等及び特約条項に定めるところによります。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
246	4_リスク分担表	1	34	秘密保全	「事業者の帰責事由による秘密情報等の漏洩等による損害」とありますが、この場合の基準は、防衛省の秘密保全規定の範囲と考えてよろしいですか。	No. 245の回答を御参照ください。
247	4_リスク分担表	1	37	保険付保	事業者が付保すべき保険の条件については入札説明書等にて記載されると思われませんが、所定の軌道上にて国に引き渡された本事業衛星、整備後国に引き渡された地上施設等（所有権は国にあるもの）について国が付保する保険等があればご教示願います。	国は、万一の事態が生じた場合にも最終的にリスクを負担できる経済主体です。したがって、御指摘の対象に係るリスクを含め、国が引き受けるリスクに対し付保するか否かについては、国の財政事情、VFMの確保等の観点を検討しつつ別途検討し、本事業衛星の打上時等所要の時期までに判断する予定です。
248	4_リスク分担表	1	37	保険付保	国は事業者に衛星保険の付与を義務付けるものではないの記載がありますが、仮に事業者が保険付与を行う場合、保険料等低減のために行う第三者検証を担当する事業者に対する制約条件についてご教示願います。	お尋ねの「保険料等低減のために行う第三者検証を担当する事業者」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、事業者が保険専門のアドバイザー等を活用することについて特に制約条件はありません。
249	4_リスク分担表	2	44	引渡遅延(44)	「国の帰責事由による遅延により生じた増加費用」について国がリスク負担者となっておりますが、1号機の中継器と衛星バスのインテグレーションにおいて1号機の中継器に所要性能が出ず、1号機のスケジュールが遅延した場合に発生する間接損害（業務不履行による損害賠償、融資再組成費等）のリスク負担は国でしょうか。	No. 8の回答を御参照ください。
250	4_リスク分担表	2	44	引渡遅延(44)	1号機の中継器等に起因する遅延に関しては「国の帰責事由による遅延」、との理解でよいですか？	No. 8の回答を御参照ください。
251	4_リスク分担表	2	44	引渡遅延(44)	「国の帰責事由による遅延により生じた増加費用」について国がリスク負担者となっておりますが、1号機の中継器と衛星バスのインテグレーションにおいて、中継器か衛星バスの不具合が特定できなかった場合のリスク負担は国でしょうか。	中継器等及び衛星バスの双方に瑕疵が認められない場合のリスク負担は、例えば、インテグレーション業務に瑕疵はあるか、中継器等の調達を別事業としたことと因果関係はあるか等、国又は事業者（リスク番号第5により業務実施企業等を含む。）の他の帰責事由によります。なお、国及び事業者の双方に帰責事由が認められない場合は、リスク番号第46によります。
252	4_リスク分担表	2	44	引渡遅延(44)	「国の帰責事由による遅延により生じた増加費用」を国が負担するとありますが、衛星試験時での1号機の中継器等の試験実施要領書の不備、もしくは原因不明の事象により引渡し遅延が生じた場合のリスク負担は国でしょうか。	1号機の中継器等インテグレーション試験実施要領書の不備に起因することが明確な場合は、国がリスク負担します。原因不明の事象による場合は、リスク番号第46によります。なお、No. 251の回答も御参照ください。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
253	4_リスク分担表	2	45	引渡遅延 (45)	供給ソースが少ない衛星部品のアラートに代表される衛星事業特有の事象による引渡し遅延リスクは事業者側が負担できないリスクと考えますので、国にて遅延リスクを負担頂けないでしょうか。	事業者（リスク番号第5により業務実施企業等を含む。）に帰責事由がない場合は、リスク番号第46によります。また、御指摘の「部品アラート」のような場合において、リスク番号第18に掲げる不可抗力に起因すると認められるときは、当該「不可抗力リスク」に示す負担となります。ただし、例えば、合理的に発生することを想定し得る事象について遅延を回避・抑制するための合理的な対応策が準備されていなかった等の事実が認められた場合は、事業者の帰責事由となります。
254	4_リスク分担表	2	45	引渡遅延 (45)	天候の悪化や他の衛星の打上げ失敗等、事業者が直接コントロールできない事象に起因する引渡し遅延については、国のリスク負担（引渡し遅延によって発生する金利等の金融費用を含む）としていただけませんか。 当該負担を事業者が負うとなった場合、構成員等へ全てをパススルーすることは困難と思われ、事業者にリスクが残ることになります。この建付けでは金融機関から融資を受けられない可能性があります。	事業者（リスク番号第5により業務実施企業等を含む。）に帰責事由がない場合は、リスク番号第46によります。また、リスク番号第18に掲げる不可抗力に起因すると認められるときは、当該「不可抗力リスク」に示す負担となります。ただし、例えば、合理的に発生することを想定し得る事象について遅延を回避・抑制するための合理的な対応策が準備されていなかった等の事実が認められた場合は、事業者の帰責事由となります。なお、事業者負担とされている本事業衛星の引渡し遅延に係るリスクを寄与度等に応じ事業者から衛星調達企業等に適切に転嫁する建付けが不可能との認識はありません。
255	4_リスク分担表	2	45	引渡遅延 (45備考)	「衛星打上げ又は地上施設整備の遅延に起因する引き渡し遅延を含む。」との記載がございますが、事業者側ではコントロールできない事由（天候、そもそも打上げ基地側の事情で打上げが遅延等）は、事業者の帰責事由にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 254の回答を御参照ください。
256	4_リスク分担表	2	45	引渡遅延 (45備考)	備考欄に「衛星調達、打上げ又は地上施設整備の遅延に起因する引渡し遅延を含む。」とありますが、打ち上げ失敗リスクと同様に、打上げ遅延要因として、天候悪化遅延、他の衛星の打上げ失敗により運用開始時期に遅延が生じるような衛星打上企業側の事情による遅延等、事業者の債務不履行以外の要因の場合のリスク負担は国でしょうか。	No. 254の回答を御参照ください。
257	4_リスク分担表	2	46	引渡遅延 (46)	「上記以外の事由による遅延」とは、具体的にどのような事由を想定されているのでしょうか。ご教示ください。	国又は事業者（リスク番号第5により業務実施企業等を含む。）の帰責事由以外に起因する遅延であり、第三者の帰責事由等による遅延等を想定しています。なお、リスク番号第18に掲げる不可抗力に起因すると認められるときは、当該「不可抗力リスク」に示す負担となります。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
258	4_リスク分担表	2	46	引渡遅延 (46)	国、事業者双方の帰責事由によらない事由による増加費用、損害負担については「不可抗力リスク」に準じてリスク負担すべきと考えますがいかがですか。	国又は事業者（リスク番号第5により業務実施企業等を含む。）の帰責事由以外に起因する遅延により生じた増加費用及び損害は、本項（リスク番号第46）備考欄記載の負担となります。ただし、リスク番号第18に掲げる不可抗力に起因すると認められるときは、当該「不可抗力リスク」に示す負担となります。
259	4_リスク分担表	2	46	引渡遅延 (46)	衛星用部品調達先における不具合発生や廃止、あるいは世界的な部品の需給バランス（米国の軍事行動の活発化）等によって、入手が不可能な状況になり、かつ設計変更ができない、あるいは代替部品が世界的にも存在しないという事態にいたった遅延事由の場合、増加費用及び損害の扱いについてご教示願います。	No. 254の回答を御参照ください。
260	4_リスク分担表	2	47	打上失敗 (47)	打上失敗となった場合、事業者には再打上をする義務は無い、との理解でよいか？	御理解のとおりです。打上失敗の場合は、その時点で当該号機に係る事業（本事業衛星の運用等に関する業務等）は終了となることを想定しています。
261	4_リスク分担表	2	47	打上失敗 (47)	打上失敗リスクの負担範囲に「1号機の中継器等」は含まれない、との理解でよいか？	「1号機の中継器等」も含まれます。
262	4_リスク分担表	2	47	打上失敗 (47)	「事業者の債務不履行（故意・過失を含む）に起因する打上げ失敗により生じる増加費用及び損害」とありますが、この場合の債務不履行とは具体的にどのような場合が想定されますか。	例えば、事業者（リスク番号第5により業務実施企業等を含む。）が事業契約及び法令上の義務を履行していなかった場合が該当しますが、詳細は入札公告において示します。
263	4_リスク分担表	2	47	打上失敗 (47)	事業者の債務不履行とは具体的にどのような場合を想定されておりますでしょうか。	No. 262の回答を御参照ください。
264	4_リスク分担表	2	47	打上失敗 (47)	「事業者の債務不履行」の詳細については、事業契約の締結までに協議されるものと考えて良いか？	事業契約書等について民間事業者と協議する予定はありません。なお、No. 262の回答も御参照ください。
265	4_リスク分担表	2	47	打上失敗 (47)	本来期待される本事業衛星機能のうち、一部の機能のみが不能・不全となった場合の「打上失敗」の定義、及び「損害額」算定はどのように判断しますか。	必要に応じ、入札公告において示します。
266	4_リスク分担表	2	47	打上失敗 (47)	打上を失敗した場合、事業者は多額の費用（再整備費用、遅延損害金、賠償金、金融費用等（保険で対応できない項目もあり、また、何回打上失敗するか分からないので、保険金額の算出も困難）を負担することになり、構成員等にヘッジしきれないリスクが想定され事業者のデフォルトに繋がる恐れがあります。この建付けでは、金融機関からの融資を受けられない可能性があるため、本リスクは国負担としていただけないでしょうか。	打上げに係るリスク自体は、リスク番号第47及び48のとおり、事業者の債務不履行（故意・過失を含む。）に起因すると認められない限り、国の負担としています。また、事業者（リスク番号第5により業務実施企業等を含む。）の債務不履行（故意・過失を含む。）に起因する打上失敗のリスクを、寄与度等に応じ事業者から衛星調達企業等に適切に転嫁する建付けが不可能との認識はありません。なお、打上げに失敗した場合に本事業衛星の再製造や再打上げを行うことは求めていません。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
267	4_リスク分担表	2	47	打上失敗 (47)	出荷前審査 (PSR)、打上審査等国の確認を得て上げた場合、当該確認以降は事業者の債務不履行 (故意・過失を含む) はないとの理解でよろしいでしょうか。	本事業は、PFI方式により実施されるため、要求水準を実現するための過程等は基本的に応募者の提案によります。この過程で行われる国の確認行為は、御指摘の事業者が実施する「出荷前審査」等に係る確認を含め、もっぱら事業遂行上の重要な結節において履行の内容や状況等を国として把握することを目的としています。このため、事業者は当該確認を受けつつ事業を実施する必要がありますが、他方で国の指示等がない限りは、原則として国の確認を理由として事業者が責任を免れることはなく、また、国に責任が移転することはありません。ただし、打上げに係るリスク自体は、リスク番号第47及び48のとおり、事業者の債務不履行 (故意・過失を含む。) に起因すると認められない限り、国の負担としています。なお、「債務不履行 (故意・過失を含む。)」の定義については、No. 262の回答を御参照ください。
268	4_リスク分担表	2	47 48	打上失敗	打ち上げ失敗時は、増加費用と損害の負担に関するリスクのみが定義されているが、打上成功までは何度でも衛星再製作・再打上げをすることが要求されているという理解でよろしいでしょうか。	打上に失敗した場合に本事業衛星の再製造や再打上げを行うことは求めていません。打上失敗の場合は、その時点で当該号機に係る事業 (本事業衛星の運用等に関する業務等) は終了となることを想定しています。なお、当該号機が、打上失敗後においても修理等により再利用可能な場合の取扱いその他詳細は、入札公告において示します。
269	4_リスク分担表	2	47 48	打上失敗	軌道投入失敗リスクは打上失敗リスクに含まれるのでしょうか。	御理解のとおりです。
270	4_リスク分担表	2	48	打上失敗 (48)	事業者の債務不履行以外 (48のリスク) により打上失敗となった場合、引渡遅延リスクを事業者は負担しないと考えますが、46の引渡遅延リスクには事業者に○が付いています。この取り扱いについてご教示いただけますでしょうか。	御指摘のような場合、本事業衛星のうち打上失敗に係る号機については、軌道上において引渡す債務が免除されます。なお、No. 268の回答も御参照ください。
271	4_リスク分担表	2	48	打上失敗 (48備考)	「打上げまでに要した事業費を合理的な範囲で負担する」とありますが、「合理的な範囲」については事業者も含めて協議して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者との協議のうえ、国が決定します。
272	4_リスク分担表	2	48	打上失敗 (48備考)	備考欄にて「国は打上げまでに要した事業費を合理的な範囲で負担する。」とされているが、この「合理的な範囲」には、衛星製造費用の調達等のために借り入れたファイナンスの返済資金や人的・物的資源投入など事業推進にかかる費用が含まれる、との理解でよいか?	基本的な考え方は御理解のとおりですが、具体的な範囲については、事業者との協議のうえ国が決定します。
273	4_リスク分担表	2	48	打上失敗 (48備考)	備考欄にて「国は打上げまでに要した事業費を合理的な範囲で負担する。」とされている。この「合理的な範囲」に衛星製造費用の調達等のために借り入れたファイナンスの返済資金 (保険によりカバーされない部分が残る場合) が含まれるとして、且つ金融機関から一括返済を求められた場合、国による費用の補填も一括払いとなる、という理解でよいか?	国からの支払いは、国の予算制度に従うこととなります。なお、「合理的な範囲」については、No. 272の回答を御参照ください。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
274	4_リスク分担表	2	48	打上失敗 (48備考)	合理的な範囲とは具体的にどのような範囲を示すのでしょうか。	No. 272の回答を御参照ください。
275	4_リスク分担表	2	48	打上失敗 (48備考)	備考欄に「国は打上までに要した事業費を合理的な範囲で負担する。」とありますが、打上において衛星打上企業の帰責により打上失敗となった場合のリスク負担は国でしょうか。	衛星打上企業の帰責事由による場合のリスク分担は、本項(リスク番号第48)ではなく、リスク番号第47によります。なお、No. 219の回答を御参照ください。
276	4_リスク分担表	2	48	打上失敗 (48備考)	備考欄に「国は打上までに要した事業費を合理的な範囲で負担する。」とありますが、打上失敗の結果発生する事業者の出費(経常費、営業継続費用等)及び間接損失(合理的な金融費用、違約金を含む)のリスク負担は国でしょうか。	基本的な考え方は御理解のとおりですが、例示された費目の扱い等の具体的な範囲は、事業者との協議のうえ国が決定します。
277	4_リスク分担表	2	49	瑕疵担保	瑕疵担保期間につき明示頂けますか?	最長で10年を想定していますが、詳細は入札公告において示します。
278	4_リスク分担表	2	49	瑕疵担保	瑕疵担保リスクは地上施設に限定されていますが、地上施設以外(ロケット、衛星等)には瑕疵担保リスクはないと考えてよろしいでしょうか。	本項(リスク番号第49)は、地上施設に関する瑕疵の修補及びそのための費用の負担を「瑕疵担保リスク」として示したものであり、地上施設の整備に関する業務以外の業務に関して瑕疵が認められた場合にこれを担保する責任をあらかじめ包括的に解除することまでを意味するものではありません。なお、他のリスク分類に関して瑕疵が認められた場合の扱いについては、それぞれの項目で御確認ください。
279	4_リスク分担表	2	51	運用開始遅延 (51)	運用開始遅延リスクにつき、国の帰責事由による場合が記載されておりますが、国の帰責事由として具体的に想定されているのはどのような事由でしょうか。	国が取得すべき許認可の取得が遅れる等の事由が想定されますが、これに限りません。
280	4_リスク分担表	2	53	運用開始遅延 (53)	「上記以外の事由による遅延」とは、具体的にどのような事由を想定されているのでしょうか。ご教示ください。	国又は事業者(リスク番号第5により業務実施企業等を含む。)の帰責事由以外に起因する遅延であり、第三者の帰責事由等による遅延等を想定しています。なお、リスク番号第18に掲げる不可抗力に起因すると認められるときは、当該「不可抗力リスク」に示す負担となります。
281	4_リスク分担表	2	53	運用開始遅延 (53)	国と事業者以外の帰責事由により生じた損害のひとつとして、国が予定していた時期に衛星通信を利用できなくなることが挙げられますが、これに対応して代替通信手段を用意した場合、これに要した費用は国が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	代替通信手段の確保の要否も含めて、当該時点での協議によります。
282	4_リスク分担表	2	53	運用開始遅延 (53)	国、事業者双方の帰責事由によらない事由による増加費用、損害負担については「不可抗力リスク」に準じてリスク負担すべきと考えますがいかがですか。	国又は事業者(リスク番号第5により業務実施企業等を含む。)の帰責事由以外に起因する遅延により生じた増加費用及び損害は、本項(リスク番号第53)備考欄記載の負担となります。ただし、リスク番号第18に掲げる不可抗力に起因すると認められるときは、当該「不可抗力リスク」に示す負担となります。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
283	4_リスク分担表	2	55	通信性能 (55)	「事業者が実施した業務（設計、製造、打上げ、運用、維持管理等）の不備に起因する通信性能の低下（障害・劣化等）による損害」について、リスク負担者は事業者となっておりますが、1号機の打上げ後、軌道上試験において中継器側で不具合が発生した場合のリスク負担は国でしょうか。	1号機の中継器等に起因することが明確な場合は、国のリスク負担とします。
284	4_リスク分担表	2	55	通信性能 (55)	「事業者が実施した業務（設計、製造、打上げ、運用、維持管理等）の不備に起因する通信性能の低下（障害・劣化等）による損害」についてリスク負担者は事業者となっておりますが、本事業衛星を国に引渡した後、運用中に1号機の中継器側で不具合が発生した場合のリスク負担は国でしょうか。	No. 283の回答を御参照ください。
285	4_リスク分担表	2	55	通信性能 (55)	「事業者が実施した業務（設計、製造、打上げ、運用、維持管理等）の不備に起因する通信性能の低下（障害・劣化等）による損害」とありますが、通信性能の低下（障害・劣化等）により、サービス対価の減額が生じた場合、その対象は、サービス対価の構成の（1）本事業衛星等整備費（2）本事業衛星等運用・維持管理費（3）その他の費用 の全てのサービス対価が対象となりますか。	お尋ねの（2）及び（3）のサービス対価が減額対象となり得るものと想定していますが、詳細は入札公告において示します。
286	4_リスク分担表	2	55	通信性能 (55)	”通信性能の低下（障害、劣化）に係る損害”額はどのように算定されるのかご教示ください。	入札公告において示します。
287	4_リスク分担表	2	55 56	通信性能 (55・56)	軌道位置維持不能リスクは通信性能リスクに含まれるのでしょうか。	御理解のとおりです。
288	4_リスク分担表	2	56	通信性能 (56)	”不可抗力に起因する場合（No. 18）は一部を事業者が負担する。”となっておりますが、ここで言う”一部”とは上記No. 18に準ずる”、と理解してかまいませんか。	御理解のとおりです。
289	4_リスク分担表	2	57 58 59	衛星損傷	衛星が全損となった場合、事業者に代替機を打ち上げる必要はない、との理解でよいか？	御理解のとおりです。衛星が全損となった場合に本事業衛星の再製造や再打上げを行うことは求めていません。衛星全損の場合は、その時点で当該号機に係る事業（本事業衛星の運用等に関する業務等）は終了となることを想定しています。
290	4_リスク分担表	2	58	衛星損傷 (58)	「事業者が実施した業務（設計、製造、打上げ、運用）の不備に起因する衛星損傷（性能低下、運用短期間化等）による損害」とありますが、衛星損傷（性能低下、運用短期間化等）により、サービス対価の減額が生じた場合、その対象は、サービス対価の構成の（1）本事業衛星等整備費（2）本事業衛星等運用・維持管理費（3）その他の費用 の全てのサービス対価が対象となりますか。	お尋ねの（2）及び（3）のサービス対価が減額対象となり得るものと想定していますが、詳細は入札公告において示します。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
291	4_リスク分担表	2	58	衛星損傷 (58)	「事業者が実施した業務（設計、製造、打上げ、運用）の不備に起因する衛星損傷（性能低下、運用短期間化等）による損害」とありますが、衛星損傷（性能低下、運用短期間化等）による損害とは、サービス対価の減額との理解でよろしいですか。また、サービス対価以上の機会損失等の損害費用を事業者に請求されるケースはありますか。	前段について、事業者の帰責事由に起因すると認められた衛星損傷による損害に対しては、入札公告において示す「業績等の監視及び改善要求措置要領」に基づくサービス対価の減額、相殺等が想定されます。後段については、機会損失等に係る損害を国が請求する可能性も皆無とは言えませんが、基本的にそのような例は見受けられません。
292	4_リスク分担表	2	58	衛星損傷 (58)	”衛星損傷（性能低下、運用短期化等）による損害”、とどのように算定されるのかご教示ください。	入札公告において示します。
293	4_リスク分担表	2	59	衛星損傷 (59備考)	備考欄に「不可抗力に起因する場合（No. 18）は一部を事業者が負担する」とありますが、不可抗力リスクには、宇宙特有の事象（衛星に対する攻撃、監視不能の微小デブリ衝突等）も含まれますか。	御理解のとおりです。
294	4_リスク分担表	2	59	衛星損傷 (59備考)	”不可抗力に起因する場合（No. 18）は一部を事業者が負担する。”となっていますが、ここで言う”一部”とは上記No. 18に準ずる、と理解してかまいませんか。	御理解のとおりです。
295	4_リスク分担表	2	61	維持管理 (61)	「技術的に陳腐化」しても、本事業に使用可能なものもあり、表現としては「地上設備の老朽化したことへの…」の方が本項の意図に沿うのではないか。	本項（リスク番号第61）は、例えば、地上施設（各設備・装置を含む。）それ自体としては当面使用可能な状態にあっても、補用品、ソフトウェア等との関係から当該使用可能な状態を維持し続けることが困難となる等により、要求水準を満足するために何らかの追加的対応が必要となるリスクを想定しています。
296	4_リスク分担表	2	61	維持管理 (61)	「地上施設が技術的に陳腐化したこと」とは、具体的にはどのような事態のことを指すのでしょうか。また、この「陳腐化した」かどうかの判断はどうかされるのでしょうか。	「陳腐化」の定義は、No. 295の回答を御参照ください。また、「陳腐化した」か否かは、業務要求水準書及び応募者の提案の水準を満たし続けることができるか否かにより判断されます。なお、No. 94の回答も御参照ください。
297	4_リスク分担表	2	61	維持管理 (61)	「地上施設が技術的に陳腐化したことへの対応費用」が事業者負担となっていますが、（業務要求水準を満たしている限りにおいては）陳腐化の有無に拘わらず追加対応をしない（費用発生を避ける）のも許容されるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 94、295及び296の回答を御参照ください。
298	4_リスク分担表	2	61	維持管理 (61)	地上施設が技術的に陳腐化した場合においても、業務要求水準を満たしている限りにおいては対応を必要としない、との理解でよいのか？	No. 94、295及び296の回答を御参照ください。
299	4_リスク分担表	2	61	維持管理 (61)	事業者責に帰しえない社会的な需要環境の変化、技術水準のレベルアップ等に伴う地上施設の陳腐化リスクについては”サービス対価の見直し”とすべきと考えますがいかがでしょうか。	No. 94、295及び296の回答を御参照ください。

No.	資料名	ページ	行	項目名	質問	回答
300	4_リスク分担表	2	62	物価上昇	物価上昇リスクにつき、運用・維持管理費の改定が認められる”一定の条件”とは具体的にどのような条件を想定されているのでしょうか。	「サービス対価の算定及び支払方法(案)」(資料-Ⅲ)第5第3項に記載のとおりです。
301	4_リスク分担表	2	62	物価上昇	備考欄に「一定の条件を満たす場合については、運用・維持管理費を改定する。」とありますが、「一定の条件を満たす場合」とは、具体的にはどのような条件になりますか。	No. 300の回答を御参照ください。
302	4_リスク分担表	2	62	物価上昇	地上施設を防衛省敷地外に整備する場合の水光熱費の負担は事業者との理解ですが、電気代等上昇リスクは物価上昇リスクと同様のリスク分担と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。なお、光熱水費は、「サービス対価の算定及び支払方法(案)」(資料-Ⅲ)第5第3項に記載の衛星運用費として取り扱います。
303	4_リスク分担表	2	64	軌道外投棄	事業者が事業期間延長を引き受けず、国が引き続き衛星を使用した場合、軌道外投棄リスクは国が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	事業期間の延長は、事業者と事前協議のうえ決定します(No. 19の回答を御参照ください)。なお、仮に本事業終了後も本事業衛星の運用を国が独自に継続する場合は、御理解のとおりです。
304	4_リスク分担表	2	64	軌道外投棄	軌道外投棄された衛星が地球上に落下した場合に派生した第三者が被った損害については事業者ではとても負担しきれるものではなく、国による負担又は少なくとも不可抗力に準じたリスク分担が必要と判断しますがいかがですか。	本項(リスク番号第64)は軌道外投棄を実施する責任及びこれに伴うリスクの負担を示したものであり、瑕疵なく完了した軌道外投棄について投棄完了以降も事業者にリスク負担を求めることはありません。なお、国及び事業者の双方において、本事業衛星の軌道外投棄について故意若しくは過失又は瑕疵が認められない場合に、第三者に対する損害賠償責任が生じることは想定し難いものの、仮にもつばら不可抗力に起因する「第三者への損害リスク」が存在するとすれば、リスク番号第18「不可抗力リスク」に示す負担となります。
305	4_リスク分担表	2	67	契約解除(67)	不可抗力に起因する契約解除に伴う、”国及び事業者の応分の負担の考え方”を具体的にお示しください。	国及び事業者は、自らに発生した費用及び損害をそれぞれ負担することになります。
306	4_リスク分担表	2	68	契約解除(68)	法令変更に起因する契約解除とは、どのようなことを想定されていますでしょうか。事業者が負担する理由も含めご教示ください。	具体的に想定している事象はありませんが、事業の実施・継続が法令に違反する事態となった場合等には、契約解除することが想定されます。リスク分担の考え方は、「不可抗力に起因する契約解除」(リスク番号第67)に準じます。なお、契約解除に至らない法令変更リスクの分担は、リスク番号第15及び第16によります。
307	4_リスク分担表	2	68	契約解除(68)	法令変更に起因する契約解除に伴う、”国及び事業者の応分の負担の考え方”を具体的にお示しください。	国及び事業者は、自らに発生した費用及び損害をそれぞれ負担することになります。